

Title	香果遺珍本『文館詞林』解題と影印
Sub Title	Newly discovered Wenguan cilin manuscripts in the Keio University Library, formerly owned by Hashimoto Tsunesuke : bibliographical introductions and facsimile
Author	一戸, 渉(Ichinohe, Wataru) 矢島, 明希子(Yajima, Akiko)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2022
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.56 (2021.) ,p.351- 445
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20210000-0351

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

香果遺珍本『文館詞林』解題と影印

一 戸 渉・矢島 明希子

緒言

唐の第三代皇帝高宗の勅を奉じて許敬宗らが編纂した勅撰漢詩文集『文館詞林』一千卷は、『旧唐書經籍志』や『新唐書藝文志』などに著録されているものの、唐土では宋代には失われ、日本にのみ伝世する佚存書のひとつである。本邦においては九

世紀末の藤原佐世撰『日本国見在書目録』に「文館詞林千」とあることから全巻の舶載が確認でき、また弘仁十四年（八二三）に宮中の校書殿にて書き写されたいわゆる弘仁鈔本の零巻零葉とその模写・転写本が各所に伝わっている。阿部隆一と尾崎康の

編纂にかかる『影弘仁本文館詞林』（古典研究会、一九六九）は、現存する弘仁鈔本とその摸写本や摸刻・翻印等に基づいて『文館詞林』の原姿の復元的研究を試みたもので、卷次未詳の断簡や摸写本を含めて三十巻分が影印されている。むろんそれらのうちには首尾を欠いた断簡の類も含まれており、現在私たちが読むことのできる『文館詞林』のテキストは、単純に巻数のみで換算しても全体のわずか三パーセントにも満たない。

さて、ここに紹介を試みるのは、慶應義塾図書館の所蔵する近世後期の和学者・有職故実家であつた橋本経亮（一七五九—一八〇五）の旧蔵資料「香果遺珍」中よりあらたに見出された『文館詞林』弘仁鈔本の摸写本群であり、その中には從来知ら

れていない佚文が含まれている。当該資料についてはすでに一戸が監修した『橋本経亮旧蔵香果遺珍目録』（慶應義塾大学三田メディアセンター、二〇一二）に著録し、同書解題において

戸が監修した『橋本経亮旧蔵香果遺珍目録』（慶應義塾大学三田メディアセンター、二〇一二）に著録し、同書解題において

《解題》

概要を述べている。さらに同じく一戸が監修・編纂した展示会図録『蒐められた古—江戸の日本学』（慶應義塾大学三田メディアセンター、二〇一二）ではいくつかの図版を掲げ、解説を加えている。

香果遺珍本『文館詞林』を構成する個々の摸写本について述べる前に、まずは香果遺珍の旧蔵者とその伝来について概略を記しておく。

旧蔵者の橋本経亮は宝曆九年（一七五九）に京都の梅宮社（現梅宮大社）の社家橋本家の支流で、朝廷の雑務を担う非蔵人を代々の職とする家に生まれた。明和二年（一七六五）、父昆経の死没により七歳で家督を継いで朝廷への出仕を開始し、また安永七年（一七七八）には梅宮社正禰宜を兼ね、社務にも携わるようになる。このように経亮は近世社会においてはまずもつて地下官人及び祀官という身分にあつたが、他方で彼は文化的な方面でさまざまな活動を行つてゐる。

職業柄、朝廷の故実に関する知識を習得する必要はあつたのだろうが、経亮はそれに留まらず江戸の賀茂真淵や、大坂の契沖、京都の荷田春満などによる新興の古学に二十歳前後から強く惹かれるようになってゆく。京坂への真淵学伝播には賀茂真淵の高弟であつた加藤宇万伎（一七二一～七七）が大きな役割

本稿ではこれらの摸写本群を香果遺珍本『文館詞林』と呼称し、その全体の影印を掲げるとともに、解題において書誌的事項を中心に記述し、またそれぞれの摸写本の素性について現時点までに判明した事実を整理してゆく。上記の旧稿と重複する部分もあるが、適宜補訂を加えるとともに、なるべく包括的な記述を行い、以て『文館詞林』研究の基盤整備を試みたい。なお、本稿は後掲の『文館詞林』卷三四八・卷四五五模抄断簡解題」の部分を矢島が執筆し、その他の部分についてはすべて一戸が執筆・編集した。

を果たしたが、経亮は礪波今道、内池益謙、上田秋成といった京坂において宇万伎から教えを受けたひとびとと安永から天明年間にかけて親しく接するようになり、また伊勢の稻掛茂穂（後の本居大平）をはじめとして宣長門ともしばしば書物の貸借を行っている。経亮は彼らからの影響のもと、「万葉集」をはじめとする上代文献の校勘や古代風歌文の創作に取り組むようになり、天明七年（一七八七）後半頃には上田秋成（一七三四～一八〇九）の門弟にもなっている。

他方で仏光寺の中坊久遠院の第十五代玄熙の子で、好古家として知られた藤貞幹（一七三三～九七）とは遅くとも天明三年頃には交流があり、寛政年間には経亮は貞幹とともに畿内を中心に行うようになる。貞幹は天明八年一月より幕府儒員となっていた柴野栗山（一七三六～一八〇七）とも親しく、また立原翠軒（一七四四～一八二三）や小宮山楓軒（一七六四～一八四〇）といった水戸藩士とも種々接点があつたが、経亮は貞幹を介して彼ら幕府や諸大名の関係者の要請に応じて、書物や資史料の調査蒐集にさまざまに協力していたようである。

慶應義塾図書館の所蔵する「香果遺珍」は、こうした諸活動

を行つていた経亮が蒐集・書写した典籍・書画・文書・器物（摸写・模造を含む）などの旧蔵資料約一二〇〇点から成る。これらが義塾図書館に収蔵されるまでの経緯は以下の通りである。

文化二年（一八〇五）六月十日に四十七歳で没した経亮の遺品は、その二ヶ月後の八月二十七日に若狭生まれの和学者丘嶋俊平によつて買い取られ、十一月六日付で俊平から丹後国久美浜の豪商稻葉市郎右衛門英好へと売却されている。なお、稻葉家の売却以前に丘崎俊平が他所へ一部を売却した形跡があり、また経亮はすでに享和二年（一八〇二）八月に藏書をまとめて京の書肆佐々木竹苞楼へと売却してもいる。⁽²⁾ いずれにせよ稻葉家では以後それらの経亮旧蔵品を長きにわたつて保存・管理し、「香果遺珍目録」と題した目録の編纂まで行つてている。経亮の旧蔵品に「香果遺珍」という呼称を与えたのも恐らく稻葉家においてである。

大正二年（一九一三）、香果遺珍にとつてひとつ転機が訪れる。この年に稻葉家は京都帝国大学に香果遺珍の大部分を寄託することとなつた。その経緯には不明な部分が残るが、羽倉敬尚によれば内藤湖南らの依頼があつてのことのようである。⁽³⁾ この間にどのような調査が行われたかは未詳で、これまでのと

ころ大正四年に刊行された佐佐木信綱『和歌史の研究』に「最近には、橋経亮の遺書類が出たと聞いて、直ちに京都に赴き、新村博士の厚意によつて之を見るを得」云々とあつて、当時京都帝大図書館長であった新村出を通じて佐佐木信綱が調査を実施した事が確認できたに留まる。

さて昭和七年（一九三二）頃に稻葉家は京都帝大へと寄託していた分の売却を決め、その大部分は三井合名会社理事の大島雅太郎（一八六八～一九四八）が購入することとなつた。大島のもとでも佐佐木信綱や川瀬一馬といった研究者が部分的な調査を行つていた形跡があるものの、その全体像が広く紹介される機会はなく、昭和二十二年（一九四七）十月、大島は自身の所蔵する香果遺珍の大部分を慶應義塾に寄贈することになる。翌年六月に大島は亡くなつており、また寄贈を受けた義塾図書館側でも典籍以外の多様な形態のものが含まれるため本格的な整理が行われる機会もなく、香果遺珍は長らくその存在自体がほとんど認知されないままにあつたが、令和三年（二〇二二）三月、前述した目録『橋本経亮旧藏香果遺珍目録』が完成し、広く研究に利用できる体制が整つた。

さて、本稿が紹介しようとする『文館詞林』の新出模写本群は、義塾図書館が現藏するこの香果遺珍に含まれていたものである。まずは各々について卷次の若い順に基盤的な書誌情報を整理して掲げてゆく。

○『文館詞林』存卷第一五八詩十八

〔江戸後期〕写。全一葉（二張を横に貼継）。縦二七・六×横幅六一・四糸（第一張横幅三七・七糸 第二張横幅三一・七糸）。字高二〇・〇糸内外。楮紙。請求記号 一三三X@一六〇@九三七。卷一五八の巻首より目録にかけての二十二行分を存する。

高野山正智院現藏の巻子装の弘仁鈔本卷一五八はこの二十二行分を欠くが、これはちょうど弘仁鈔本の一張分にあたると見てよい。当該二十二行はこれまで慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵柴野栗山旧藏模写本（九十二・ト七一・一・以下、栗山本）の双鉤模写によつてのみ知られていたもので、そちらと比較してもこの香果遺珍本は内題に続く撰者署名が省略されてい るほか、字体も弘仁鈔本に忠実なものとは見做しがたく、卒爾に筆写されたものと思われる。筆写者未詳ながら後掲の巻四五及び巻六六一乙本と筆跡が一致する。なお、栗山本との本文

の異同は上記した省略以外には認められない。本紙右端の破損を示す墨線の位置が栗山本と香果遺珍本とで共通していることから、両者は同一の断簡から作成された摸写と見てよいだろう。

○『文館詞林』存卷第三四八

寛政十二年（一八〇〇）五月写。全二葉（袋附帶）。第一葉、縦二七×五×横幅二〇・四糸、第二葉、縦二七・三×横幅二一・五糸。字高一九・八糸内外。薄手楮打紙。請求記号一三三三X@一六〇@九四八。附帶する袋に橋本経亮の筆跡で「攝州八田郡須磨大手勝福寺／寛政十二年庚申五月依台命於関東摸写之時書損／文館詞林 二枚」との識語あり。なお袋に見える朱筆「雜三号」は香果遺珍の旧蔵者である稻葉家において整理のために付したものである。現状は二葉となっているが本文は連続している。結論から述べると、これは経亮が閑写して作成された弘仁鈔本三四八の摸写本の断簡で、馬融「上林頌」末尾七行と馬融「広成頌」冒頭六行の本文と推定される。弘仁鈔本卷三四八は現在失われており、今回出現した摸写断簡の本文はどれも従来その存在が知られていないかった佚文で、とりわけ「上林頌」に関しては僅か七行八十九字とはいえ後漢時代の新出の詩文として大いに注目すべきものである。詳細については後掲の矢島

解題を参照されたいが、書体なども含めて弘仁鈔本に忠実な摸写本と見てよい。識語の内容については後述する。

○『文館詞林』存卷第四五五碑三五

〔江戸後期〕写。全一葉（三張を横に貼継）。縦二七・六×横幅六一・四糸（第一張横幅四・九糸、第二張横幅一六・一、第三張横幅四〇・四糸）。字高二〇・四糸内外。楮紙。請求記号一三三三X@一六〇@九三八。「此分所在不明分」と墨書きある包紙が付帯するが、これはその紙質等から大正から昭和初期頃に付されたものと推定される。卷四五五の巻首・目録・「冠軍大將軍安興貴碑銘一首并序岑文本」冒頭十行分までの全二十二行を存し、弘仁鈔本の一張分を摸写したものと見てよい。「冠軍大將軍安興貴碑銘一首并序岑文本」百二十字は学界未知の佚文で、また巻四五五の目録も尾崎雅嘉『群書一覧』、佐々木春行『古書鑑定書目』に断片的な言及があるのみで従来全容が不明なものであった。すなわちこの香果遺珍本の巻四五五の二十二行もまた先の巻三四八の十四行と同様に新たに出現した弘仁鈔本『文館詞林』の本文ということになる。天理図書館に蔵される弘仁鈔本同巻断簡との関係も含め、こちらも詳細は後掲の矢島解題を参照されたい。さて一見して了解されるように先述の

卷一五八と筆跡が同一で、原本の趣を窺うことの難しい筆写本である点も共通している。また後掲の巻六六二乙本とも同筆である。

用いられている楮紙の風合も酷似していることから、同じ人物により巻一五八及び巻六六二乙本と同時期に作成された摸写と判断される。

○『文館詞林』存卷第五〇七

〔江戸後期〕写。全二葉。第一葉、縦二六・二×横幅三七・五糸、第二葉縦二五・八×横幅三七・〇糸。字高二〇・一糸内外。斐紙。請求記号一三三X@一六〇@九三九。弘仁鈔本巻五〇七はやはり原本が失われ、これまで先述した栗山本に存する巻末の二十七行分及び尾題のみが知られていたが、この香果遺珍本は栗山本と同一の本文に加えて、栗山本の欠く奥書「校書殿寫弘仁十四年歲／次癸卯二月為冷然院書」を存する点が注意される。奥書の文言自体は他巻のものと同一ながら、香果遺珍本の出現により、当該巻には本来奥書が備わっていたこと、栗山本が作成された時点までにその部分が何者かによって切断されたことが新たに判明した。第一葉と第二葉は文章は連続しているものの筆跡が明らかに異なり、別の人によつて筆写されたものであろう。字体等から判断して弘仁鈔本にある程度まで

忠実な摸写本だと考えられる。

○『文館詞林』存卷第六六二詔三一

〔江戸後期〕写。全五葉。請求記号一三三X@一六〇@九四〇。弘仁鈔本巻六六二巻首より「後周武帝伐北齊詔一首」第三〇行までを、斐紙と薄手の楮紙とを不統一に貼り接いだ巻紙五葉に摸写したもの。第一葉、第二葉、第三葉は各々筆跡が異なり、

第四葉と第五葉は同筆、すなわち全体で四種の筆跡が確認される。各葉で本文に部分的な重複があること、本文の傍書訂正及び各葉冒頭の上端に貼られた紙片の漢数字は橋本経亮の筆跡と見られることから、経亮が四名の備書に弘仁鈔本を摸写させ、それに経亮自らが訂正を加えたものと考えられる。弘仁鈔本巻六六二も原本は失われており、上述した摸写本である栗山本及び佚存叢書の翻刻によつてのみこれまでその本文を読むことができたものである。この香果遺珍本に收められている本文自体は既知のものだが、栗山本が欠き、佚存叢書の翻刻によつてのみ知られていた「後周武帝伐北齊詔二首」第六行から第三十行に至る本文が、そこに用いられた則天文字もそのままに模写されており、弘仁鈔本の面影を窺うことのできる点に価値を有する。栗山本が欠く二十四行分は弘仁鈔本の一張分に対応すると

思われるから、先述の香果遺珍本卷五〇七が奥書部分を具備していることと併せ考えれば、やはり香果遺珍本は栗山本以前に作成された弘仁鈔本の摸写本ということになろう。仮に卷六六二甲本と呼ぶ。各葉で寸法や料紙などが区々であるため、以下、各葉の書誌情報を個別に記述する。

第一葉、縦二六・一×横幅二五四・八糸（七張を横に貼継、

第一張横幅三七・四糸、第二張横幅三六・五糸、第三張横幅三六・三糸、第四張横幅三六・四糸、第五張横幅三六・二糸、第六張横幅三六・三糸、第七張横幅三五・七糸）。斐紙。字高一九・九内外。冒頭に「壹」と墨書ある貼紙あり。各張左下端に順序を示す漢数字あり。

第二葉、縦二七・八×横幅四三九・六糸（十一張を横に貼継、

第一張横幅四〇・三糸、第二張横幅三九・九糸、第三張横幅三九・八糸、第四張横幅三九・九糸、第五張横幅三九・一糸、第六張横幅四〇・〇糸、第七張横幅三九・九糸、第八張横幅四〇・一糸、第九張横幅三九・九糸、第十張横幅三九・八糸、第十一張横幅三九・八糸）。薄手楮紙。字高二〇・〇糸内外。冒頭に「壹」と墨書ある貼紙あり。

第三葉、縦二七・八×横幅四三九・六糸（十一張を横に貼継、

第一張横幅四〇・三糸、第二張横幅三九・九糸、第三張横幅三九・八糸、第四張横幅三九・九糸、第五張横幅三九・九糸、第六張横幅四〇・〇糸、第七張横幅三九・九糸、第八張横幅四〇・一糸、第九張横幅三九・九糸、第十張横幅三九・八糸、第十一張横幅三九・八糸）。薄手楮紙。字高二〇・〇糸内外。冒頭に「伍」と墨書ある貼紙あり。

第三葉、縦二一・七（第八・九張のみ二五・七）×横幅二六

五・六糸（九張を横に貼継、第一張横幅五一・六糸、第二張横幅二八・九糸、第三張横幅二九・一糸、第四張横幅二八・四糸、第五張横幅二九・四糸、第六張横幅二八・八糸、第七張横幅二九・二糸、第八張横幅一六・〇糸、第九張横幅二四・二糸）。

第八張のみ薄手楮紙を用い、その他は斐紙。字高二〇・一内外。冒頭に「參」と墨書ある貼紙あり。

第四葉、縦二五・八×横幅三八九・七糸（十一張を横に貼継、

第一張横幅三七・一糸、第二張横幅三五・三糸、第三張横幅三五・三糸、第四張横幅三四・八糸、第五張横幅三五・五糸、第六張横幅三五・九糸、第七張横幅三一・八糸、第八張横幅三六・〇糸、第九張横幅三六・〇糸、第十張横幅三五・〇糸、第十一張横幅三六・〇糸）。斐紙。字高一九・七糸内外。冒頭に「四」と墨書ある貼紙あり。

第五葉、縦二五・四×横幅二一四・四糸（八張を横に貼継、

第一張横幅三六・六糸、第二張横幅三五・六糸、第三張横幅三五・四糸、第四張横幅三四・七糸、第五張横幅三五・五糸、第六張横幅三六・六糸）。斐紙。字高一九・七糸内外。冒頭に「伍／尾」と墨書ある貼紙あり。

○『文館詞林』存卷第六六二詔三一

〔江戸後期〕写。全一葉（二張を横に貼継）。縦一七・六×横幅六一・四糢（第一張横幅三九・六糢、第二張横幅二一・八糢）。字高一九・九糢内外。薄手楮紙。請求記号一三三X@一六〇@九四一。弘仁鈔本卷六六一の巻首から目録部分までの摸写で二十二行分を存する。これも弘仁鈔本の一張分であろう。筆跡は香果遺珍本の巻一五八及び巻四五五と同一と見てよい。仮に巻六六二乙本と呼称する。

○『文館詞林』存巻第六六二詔三三

〔江戸後期〕写。全一葉（二張を横に貼継）。縦二七・三×横幅七九・八糢（第一張横幅四〇・二糢、第二張横幅三十九・六糢）。字高二〇・一糢内外。料紙は薄手の楮紙だが他の香果遺珍本のものに比してやや目の粗いものが使用されている。請求記号一三三X@一六〇@九四二。端裏に「此まさき重複か」と墨書きあり。上記の巻六六二乙本と同じく弘仁鈔本卷六六二の巻首

から目録部分までの二十二行分の摸写だが、かなり倉卒に筆写されたもので、筆画も粗雑さが目立つ。他の香果遺珍本に同筆と思しきものはない。仮に巻六六二丙本と呼称する。

○『文館詞林』存巻第六六九五令下

〔江戸後期〕写。全一葉（二張を横に貼継）。縦二三・九×横

幅五一・九糢（第一張横幅三三・八糢、第二張横幅十八・一糢）。字高三一・九糢内外。薄手楮紙。請求記号一三三X@一六〇@九四三。巻六九五巻首より目録に至る三十六行を存する。率爾に書き写したものと見えて極めて筆が粗く、香果遺珍本中に同筆のものはない。末尾に識語「大手ノ勝福寺所藏ノ巻ノ内」とあるが、阿部隆一「文館詞林考」（前掲『影弘仁本文館詞林』所収）が述べるように本来弘仁鈔本巻六九五は高野山如意輪寺に伝わつたもので、それがこの時期に勝福寺に移され、嘉永年間までには如意輪寺に戻されて今に伝わっている。当該注記から、この一葉が勝福寺に移されていた期間に書写されたものであることをこの識語は示しているよう。いずれにせよ香果遺珍本巻六九五の本文自体は既に知られているものであるから、摸写としての資料的価値はさして高いものではない。

○『〔法華三宗相對鈔〕』

〔江戸後期〕写。全二葉。請求記号一三三X@一六〇@九四四。以下、各葉について記述する。第一葉、縦二八・〇×横幅三四・四糢、字高二四・七糢内外、楮紙、存三行。第二葉、縦二六・〇×横幅三七・三糢、字高二四・二糢内外、斐紙、存六行。第一葉左端上部に「文館詞林裏」と橋本経亮の筆跡で墨書きあり。

二葉ともに「三宗要録第六」との尾題が見え、その本文は叡山文庫蔵『法華三宗相対鈔』卷六末尾に一致することから、弘仁鈔本『文館詞林』の紙背に筆写された千觀撰の同書を摸写したものと判断される。どちらも卷六の末尾部分だが、第二葉にのみ「一校了」との識語が見える。書写態度はごく謹直で、原本に忠実な摸写ということができ、香果遺珍本中で同筆のものはないようである。さて、問題はこれらの本文が弘仁鈔本のどの部分の紙背であったかだが、上記してきた香果遺珍本のいすれかのものであつた可能性が高い。後掲の矢島解題にも論及があるが、阿部隆一及び尾崎康は尾崎雅嘉『文書一覧』別録の記載などより、弘仁鈔本の紙背を用いて筆写された『法華三宗相対鈔』卷六の卷尾は『文館詞林』卷一五八卷首の一張分であつたであろうと推定しており⁽⁴⁾、仮にそうだとすれば香果遺珍本に卷一五八卷首の摸写が含まれていることと正しく符合する。

以上が香果遺珍本『文館詞林』の書誌的概要となる。このうち、卷三四八（一三三X@一六〇@九四八）を除く全ての巻と『法華三宗相対鈔』の摸写断簡はもともと一つの袋に収納されていた。当該袋は現状では整理の都合上、卷一五八と一括し

て一三三X@一六〇@九三七との請求記号を付して管理している。影印篇に「附帶袋」として袋の参考図版も掲げているが、表面に朱書「雜壱号」、墨書「文館詞林 詔卅二」／并裏」、また印記「蒼龍館置」があり、裏面に墨書「香果遺珍／稻葉藏」がある。いずれも香果遺珍の旧蔵者である稻葉家において付された印及び文字であるから、袋自体も稻葉家において調えられたものと考えられる。

以下、この香果遺珍本の資料的性質を明確にすべく、旧蔵者である橋本経亮と『文館詞林』との関わりについて述べてゆこう。寛政九年（一七九七）は『文館詞林』という佚存書が本邦の知識人社会においてひろく注目されるようになった転機にあたる。この年の春夏の交、江戸の書籍商青裳堂の当主で、後に津軽藩の御用商人狩谷氏の婿養子となり狩谷楨齋の名で知られるようになる高橋真末は、上京中に弘仁鈔本『文館詞林』卷六八八零巻を見出し、それを購求して江戸に持ち帰っている。また同年二月から五月にかけては京の好古家・有職家である藤貞幹が弘仁鈔本『文館詞林』に関する情報を探し江戸や水戸の人々へとたびたび書信で伝えている。楨齋旧蔵の卷六八八零巻は屋代弘賢、柏木探古等の手を経て、現在は宮内庁書陵部の蔵に帰している

ことなど既に知られていようが、同時期の藤貞幹の動向については從来あまり注意を払われていないようである。既述の通り貞幹は経亮とともに種々の調査活動を行つており、香果遺珍本『文館詞林』の性格を考える上でもこの時期の貞幹の動きを資料に即して追いかけておく必要があろう。

貞幹が幕府儒員で知友でもあった江戸の柴野栗山に宛てた書状を抄出した『蒙蔚手簡』⁽⁵⁾という資料がある。その寛政九年二月五日条に以下の記事がある。

許敬宗撰トアリ、藝文志文史類、許敬宗劉伯莊等撰一千卷ノ様ニ相見ヘ申候、被仰下候ハ文人傳一百卷と被存候、

右原書撰州一仏刹（上三字傍記「須磨正福寺」）二伝來、珍物とも存不申体ニ御座候、何とそ写し取候様に仕度候、六百九十五一巻全く存し、三百冊八ノ巻ハ奥少々斗存し申候、印章を以考申候へハ校書殿にて写し、冷泉院へ所藏後、嵯峨へ被移候事と被存候、冷泉院印嵯峨院印何レモ写し行届不申、残念之事ニ御座候、

また同書の同年五月二日条には、「文館詞林六百九十二古本出申候、其書甚見事ニ御座候」ともある。すなわち、貞幹は二月五日の時点で勝福寺にあつた弘仁鉢本巻六九五と巻三四八の「奥少々」

の存在を、また五月二日には巻「六百九十二」の「古本」出現のニュースを栗山に伝えていたわけである。ただ、後者の「六百九十二」は恐らく巻六六二の間違いで、元の貞幹書状の時点での誤りか、あるいは伝写の過程で生じた誤記かと思われる。なお、先述した通り巻六六二は現在原本が失われており、栗山本と本稿が紹介する香果遺珍本の二種の摸写本が存在するのみである（当該巻の伝来については後述する）。

これに加えて、水戸藩士である立原翠軒宛の諸家の書状を抄出した静嘉堂文庫蔵『諸家手簡』所収の寛政九年五月十一日付翠軒寺井菊居書状に以下の記事がある。

一、藤先生より内々申示候筈文館詞林壱巻半斗取出候也、此節專取斗罷在候手文不申候は、写取之積ニ御座候、弘仁十四年仙洞之御本に写申候書ニ而冷然嵯峨両院之御印も此書ニ而始て相知申候、尤甚能書之手跡見事成本ニ御座候、近年取出候品の内大奇書ニ御座候、先々御内々御聞置被遊候べく候

差出人は『奇石会品目』（神戸大学図書館蔵）の著作もある京都の好古家寺井次吉郎こと源光忠（号菊居）のことで、以文会会員としての活動も確認できる。⁽⁶⁾当該書状に見える「藤先生」

は藤貞幹のこと、菊居はどうやらこの時期に貞幹の門弟のような立場にあつたものと見える。当該書状において菊居は「壱巻半斗」の弘仁鈔本の存在を内々に翠軒側に伝え、同書は手蹟も見事な「大奇書」であると述べているが、「藤先生より内々申示候筈」とある通り、これ以前に弘仁鈔本に関する情報は貞幹から翠軒へと提供されていたようである。

さて、藤貞幹が六十六歳で没したのは寛政九年八月十九日のこと。弘仁鈔本数巻の存在を栗山や翠軒らに伝えてから間もない時期である。佐々木竹苞楼所蔵の貞幹自筆『秘藏書目』に「文館詞林跋尾」とあり、また貞幹の遺品目録である『無仏齋遺伝書領目六』に「文館詞林摹本一巻」とあるのは、前者は摸写か原本か、また後者の摸本もいづれの巻のものかは不明ながら、彼らも十分な摸写本を作成してはいなかつたようであるから、恐らくどちらも貞幹の最晩年に入手したものかと思われる。

ところで、貞幹が没して間もない寛政九年十一月二十三日、橋本經亮は本邦最古の漢籍目録である室生寺本『日本国見在書目録』を目にしている。慶応義塾図書館蔵香果遺珍中の『香果抜粹』二十八冊のうち、現状で第二十六冊目として整理されて

いる一冊（一一三三X@一六〇@一七四@一六）に以下の記事がある。

寛政九十一廿三展覗古写本ノ五六百年物
室生寺本大和ノアリシ寺也
日本国見在書目録粘葉本四十八丁

正五位下行陸奥守兼上野権介藤原朝臣佐世奉

勅撰

考佐世大系岡文章博士藤氏儒士ノ始字多醍醐朝ノ人

坤元錄 百巻 文館詞林 産経等ノ目六ミエタリ

『香果抜粹』は経亮自筆の雑記で、調査ノート的な内容が一定部分を占めている。右の記事も披見した当日の記録と思しく、だとすれば『日本国見在書目録』に関する記録としては最早期のものということになる。⁽⁸⁾さて、ここで注意されるのは多数の漢籍が著録されている『日本国見在書目録』の中から、経亮がわざわざここで『文館詞林』の書名を書き抜いている点である。これは彼が生前の貞幹を通じて『文館詞林』に関する情報を得、同書に着目していたことを示していよう。

とはいって、経亮が実際に『文館詞林』の調査を行ったのはやや後の寛政十一年（一七九九）三月のことである。『橋窓自語』卷四に、

伊勢国伊沢（上一字「射和」ト訂）富山与惣兵衛か家につたへしを、今津国神戸依や久左衛門に所持せる古筆の万葉集は海内の珍物なり。予先年荒木田久老神主と、もに神戸をとひ、ねんころにものして校合をとけたり。⁽⁹⁾

とあり、同書卷二に、

津国神戸里依や久左衛門の家に古筆の万葉集つたへたるを校合せしたより、佐々木春行と同行して、須磨大手勝福寺の什物、（挿入「唐の許敬宗が」）文館詞林の欠巻をみたりしか、弘仁の御代のものなり。

とある。神戸依屋所蔵の「古筆の万葉集」とはいわゆる元暦校本万葉集のこと。『橘恣自語』には時期は明示されていないが同道していた伊勢の荒木田久老は寛政十一年二月末に滞在中の京都から難波へ移動しており⁽¹⁰⁾、また後述する経亮による『文館詞林』摸刻本の寛政十二年（一八〇〇）十二月の年記ある識語にも勝福寺藏弘仁鈔本について「こそその春やよひの比佐々木春行と、もにをかみて」云々とあること、さらに山田以文の書入本を移写したものと思しい関西大学図書館生田文庫蔵『万葉集傍注』（九一・一二二・K一二・一〇二〇）に「橘経亮云寛政十年三月廿日富山所蔵古本万葉當時攝州依屋何某所蔵懇望展

観」との墨書があり⁽¹¹⁾、「十年」は「十一年」の誤写と判断されることから、経亮が元暦校本万葉集校合のついでに書肆の佐々木春行とともに勝福寺にて弘仁鈔本を披見したのは寛政十一年三月後半頃と推定される。

さらに今回出現した香果遺珍本『文館詞林』卷三四八摸写断簡に附帯する袋の識語より、経亮は寛政十二年五月に再び勝福寺に赴き、摸写本の作成に関与していたらしいことが判明した。改めて原本の改行通りに当該識語を掲げてみる。

摂州八田郡須磨大手勝福寺

寛政十二年庚申五月

依 台命於関東摸写

之時書損

文館詞林 一枚

「台命於関東」は文字通り受け止めるなら幕府の命令ということにならうが、恐らくは貞幹が『文館詞林』出現の情報を流していた幕府儒員の柴野栗山か、あるいは既に老中首座及び將軍補佐の座を退いてはいるが松平定信あたりの意向を指したものかと思われる。⁽¹²⁾ いずれにせよ経亮はその「台命於関東」に基づいて当時は勝福寺にあつた弘仁鈔本巻三四八と巻六九五の摸

写成に携わったのであり、香果遺珍本卷三四八の摸写断簡はその際の書き損じということになろう。

さて、寛政十二年十一月頃に経亮は勝福寺の所蔵する弘仁鈔本の摸刻（竹苞樓藏版）を出版している。その識語には以下のとくある。

文館詞林は唐書芸文志千巻とし和名類聚抄序百帙とみえたりその外藤原佐世日本見在書目録にもいたし善隣国宝記にも沙門裔然かわか国につたへしとするせり全部せしはきかされともこゝかしこにちりほひてありしうち津の國むこのかたはら勝福寺におさめたる第六百九十五一巻第三百冊八欽巻等をこそ春やよひの比佐々木春行とゝもにをかみてかたはしをかたのことく小硯の筆してうつしたりしをさくら木にほらせて好事の人しめすなり

寛政十二年十二月

橋経亮⁽³⁾

経亮が出版したのは巻六九五巻首及び末尾、巻三四八末尾のみの摸刻だが、原本に忠実な摸写に基づいて制作されたものと思しく、その精巧さは香果遺珍本巻三四八の摸写断簡を想起させる。右の識語では「こそ春やよひの比」と寛政十一年三月の調査にしか言及していないが、寛政十二年五月に「台命於関東」

によつて経亮が携わった摸写本作成もまた、当該摸刻本の刊行の背景として押さえておくべき事柄かと思われる。ともあれ寛政十二年五月に経亮が関わって作成されたらしい摸写本の行方は今となつては不明とするほかない。

ところで巻末に「寛政十二年十月廿六日」とのみあり、署名の類を欠いた「文館詞林之吏」と題した文章が写本で若干流布している。阿部隆一の考証する通り当該文章の著者は経亮で間違⁽⁴⁾なく、それだけに経亮旧蔵の香果遺珍中の諸資料と対応する記述をいくつか見出すことができる。たとえば「文館詞林之吏」に、

第六百六十八欠巻大和国宇智郡栄山寺ニアリシカ今ハ江戸ニアリシト伝聞セリソノ巻首ノ位署ノ写ヲミタリシニ中書舍人トアリ伝写ノ誤ニヤ本書ヲミサレハ決セス

とあるが、これは先述した経亮の自筆雑記である『香果抜粹』第三冊（一三三三X@一六〇@一七四@三）中の以下の記事と正しく対応するものである。

文館一

唐書藝文志第五十 文史類
文館辭林一千巻許敬宗劉伯莊等撰
江戸二有

文館詞林卷第六百六十八詔卅八 敕宥四

中書舍人太子賓客—— 勅撰

漢哀帝改元大赦詔一首

料紙経紙ニテうらは經文行草書也

仏祖三經ニアリ 和名抄序ニアリ

寛政十二年六月廿五日高尾山虫干一覽

位置の「中書令」とあるべき箇所の「令」が脱落している点など「文館詞林之吏」との一致は明らかだが、じつは右の『香果抜粋』とよく似た記事が佐々木春行『古籍鑑定書目』に見える。

○文館詞林卷第六百六十八 詔卅八 敕宥四

位署在

目録ノ初 漢哀帝改元大赦詔一首

料紙経紙ニテ裏は經文行草書ナリ 此卷江戸ニアル

由先年狩谷氏ヨリ申来⁽¹⁵⁾

こうした文言の一致は、経亮と春行とが得た情報の出所が同一のものであつたことを示唆し、恐らくそれは『古籍鑑定書目』に見える「狩谷氏」、すなわち江戸の狩谷棟齋であつたかと思われる。棟齋が狩谷氏の婿養子となつて津軽屋の家名を相続したのは寛政十一年十二月のことであるから時期的にも符合する⁽¹⁶⁾。

ともあれ経亮が「文館詞林之吏」を執筆したのは同じ寛政十二年の十月二十六日のことであるから、この「高尾山虫干」が行われてから僅か四か月ほどの間にその情報が経亮（及び春行）のもとに届いたことになる。経亮と棟齋との接点については從来知られていなかつたが、慶應義塾図書館藏香果遺珍中の『万葉集』（一一三三X@一六〇@二六四）に、経亮が江戸へ出ていた享和元年（一八〇一）四月二十九日に棟齋と共に万葉集の会読を行つた際の記録と思しき内容が近時確認された。⁽¹⁷⁾ 経亮にとつ

る⁽¹⁸⁾。とはいへ『香果抜粋』に見える寛政十二年六月二十五日の「高尾山虫干」が何を指すかはやや不明瞭な部分がある。先述の通り、弘仁鈔本卷六六八には棟齋が寛政九年春に京都で入手して江戸に持ち帰り、同年十月には幕臣の屋代弘賢に譲つている（宮内庁書陵部藏弘仁鈔本卷六八八弘賢識語参照）。となればこれら的情報は弘賢が「高尾山」で虫干を行つた際に棟齋ないしその周辺人物が書き留めた内容が元になつていよう。ただ仮に「高尾山」が高尾山薬王院であるとすると、弘賢がわざわざそうした市中から隔たつた場所で虫干を行う必然性も薄く、結局のところこの「高尾山虫干」が何を指すのかについては未詳とするほかない。

て享和元年の江戸出府は天明五年（一七八六）九月以来じつに十五年ぶりのことと、滞在期間も二月末から五月初頭頃までとさして長いものではない。恐らく経亮と板倉は享和元年以前に何らかの形で接触があり、それが経亮が出府した際の交流に繋がつていつたものと考えられる。

ところで、「文館詞林之叟」において経亮は「今度白雲上人持來ヲレシ第六百六十二卷〔未行〕
〔計欠〕一卷第五百七欠一卷等ニテ全卷欠卷伝聞セシモ六卷ノ存在ヲ知タリ」と述べている。この白雲について阿部隆一は「残念ながら白雲上人がいかなる人かわからず、何處から持ち来ったのかも明かでない」とするが、まず白雲は谷文晁の影響のもと松平定信編『集古十種』編纂のために各地を奔走した画僧である。⁽¹⁹⁾さらに経亮の歌稿である『寛政十二年詠草』に、

高野に得たりとて白川の僧白雲文館詞林一巻をみせし時
ふみのみかみをしてまともさかの代のものみることは又と
あらしな

五百七 白川羽林源公藏

六百六十二 同

弘仁十四年校書殿にて嵯峨院のためにかけるよし奥書にありて冷然院嵯峨院の印ありし也。むこのかたはら勝福寺にありしとひとつものなり。くはしく白雲にあたへし

たへし考にしるせり。⁽²⁰⁾

とあることから、弘仁鈔本巻六六二及び巻五〇七残簡はやはり高野山が派出所であったことが判明する。寛政十一年及び同十二年に白雲は白河藩御用絵師の大野文泉とともに長期にわたって資料探訪を目的とした西遊を行つてゐる。もちろん、定信の意を受けてのものである。この二度の西遊の際、白雲は大坂の木村蒹葭堂宅をたびたび訪問し、そこを拠点として各地へ調査に向かつてゐる。弘仁鈔本巻六六二については先述の佐々木菴行『古籍鑑定書目』に「同六百六十二卷 大坂蒹葭堂ニ在 背文三宗相對抄第六」とあつて蒹葭堂が所蔵していた時期もあつたようであるから、白雲が高野山から持ち出したというより、それ以前に流出し、巻五〇七残簡とともに蒹葭堂の蔵に帰していきたものをまとめて譲り受けたものと考えられる。⁽²¹⁾斯道文庫の所蔵する先述の栗山本の見返しにある墨書きでは、

考にしるせり」との一文も注目される。これは経亮の考証「文館詞林之叟」のことを指すと見て相違ないだろう。白雲が定信の命で西遊していたことは経亮も当然知つていただろうから、つまるところ「文館詞林之叟」は、定信を主たる宛先として経亮が白雲に書き与えたものということになる。恐らく白雲は弘仁鈔本卷六六二及び卷五〇七残簡に経亮の考証「文館詞林之叟」を添えて定信に上呈したのではなかろうか。

さて先に掲げた「文館詞林之叟」からの引用に「全巻欠卷伝聞セシモ六巻ノ存在ヲ知タリ」という一節があつたが、経亮が存在を知つた「六巻」とは彼が当該文章の中で言及している巻三四八、巻五〇七、巻六一三、巻六二三、巻六六八、巻六九五のことを指していよう。⁽²³⁾ このうち香果遺珍本には巻六一三と巻六六八が含まれていないが、前者は『仏祖三經』に見える佚文のことであり、後者は先述の通り狩谷棟齋ないしその周辺からもたらされた伝聞情報に基づくものであるから、どちらも経亮が摸写を所持していないのは当然である。また、このことは「文館詞林之叟」を執筆した寛政十二年十月の時点で、経亮は現在の香果遺珍本に含まれている巻一五八巻頭部及び巻四五五断簡の摸写を未だ入手してはいなかつたことを意味する。香果遺珍

本の巻四五五は簡断の摸写であるため巻数不明として、「文館詞林之叟」執筆時には単に言及しなかつただけとも考えられそうだが、先述したように香果遺珍本の巻一五八と巻四五五の摸写の筆跡は同一であり、経亮は寛政十二年十月以降にこの二巻分（同筆の巻六六二乙本も含めれば三巻分）を同時に手に入れたと考えるのが妥当である。

このほか、慶應義塾図書館蔵香果遺珍中の『延喜式』（一三三三X@「一六〇@四七二」）は経亮による書入校訂本だが、その第三冊の見返しに経亮筆で以下のよな墨書がある。

高野ほうせう院要類うら文館詞林アリ

文化元八廿五虫はらひ

東寺一切經中楞伽經四卷宋蔣之奇序

自筆東坡自筆等あり

経亮にはこうした調査メモ風の書付けを見返しに記す癖があるが、第二行から第四行までは文化元年（一八〇四）八月二十五日の東寺の虫干しに際して宋版『楞伽經』蘇軾写刻本を披見した折のもので、第一行は高野山宝性院に蔵されていた弘仁鈔本『文館詞林』の紙背について記したものである。弘仁鈔本に関する情報の出所は不明ながら、これも恐らく第二行以降が書か

れた文化元年八月頃に記されたものかと推定され、経亮が継続して『文館詞林』に関する情報収集に努めていた様子が窺われる。

以上、弘仁鈔本『文館詞林』をめぐる藤貞幹及び橋本経亮による調査活動を追いつつ、香果遺珍本を構成する摸写本群の収集過程を可能な限り跡付けてきた。経亮らがこれほどまでに弘

仁鈔本の調査に熱心であった理由としては、ひとつには松平定信をはじめとする高位の武家や東西の富裕な好古家たちがその情報を欲していたことがまず挙げられるだろう。和学者として

一定の野心を抱いていた節のある貞幹や経亮のような人物にとって、自身の持つ学識を提供することを通じて大名などの貴顕と繋がりを得ようすることは、儒者ですから登用の機会が極めて限られていた近世日本にあって得がたい機会であつたはずである。他方で、彼らの調査活動は学問的な探求心に基づいていたこともまた確かだろう。ただ、彼らの弘仁鈔本への関心は嵯峨天

皇の御璽である「冷然院印」及び「嵯峨院印」、また奥書に見える「校書殿」など平安前期における朝廷の諸制度を知る上での素材としての部分にかなりの比重が置かれている。経亮らの佚存書の探求は、漢籍自体を対象としたものというより、あく

注

- (1) 指著『上田秋成の時代』(ペリカン社、一〇一二)所収「『香果遺珍目録』翻印と影印」「橋本経亮の蒐集活動」、及び前出の「橋本経亮旧藏 香果遺珍目録」「蒐められた古一江戸の日本学」¹ 参照。以下、とくに断りのない限り経亮の伝記及び香果遺珍の伝来に関する記述は上記文献による。
- (2) 『竹苞樓文翰集』(臨川書店、一九八二)書状番号六・七 参照。
- (3) 羽倉敬尚「有職故実学者橋本経亮の遺書」(『典籍』十号、一九五四)。

までもそれらを重んじ受容してきた過去の日本への関心に基づくものであつたと理解することができるだろう。いずれにせよ、本稿があらたに紹介した『文館詞林』の佚文は、一千巻という分量全体からすれば極めて微細な断片に過ぎないとはいえ、上記してきたような経亮らの調査活動の結果として今日に伝わったわけである。

(4)

阿部隆一「文館詞林考」（『影弘仁本 文館詞林』古典研究会、一九六九、所収）及び尾崎康「天理図書館蔵文館詞林断簡をめぐつて」（『ビブリア』四十四号、一九七〇）。

(5)

以下、同書からの引用は国立国会図書館所蔵本を底本とする松尾芳樹「藤原貞幹書簡抄『蒙扇手簡』（下）」（『都市立芸術大学美術学部研究紀要』三十八号、一九九四）に拠るが国会図書館蔵本に基づいて翻字の一部を訂正した。

(6)

清野謙次『日本考古学・人類学史』上巻（岩波書店、一九五四）四五五頁及び杉本欣久「江戸時代における古美術コレクションの様相——古鏡の収集と出土情報の伝

(9)

テ室山室生寺印アリ）近日板行ス」（引用は阿部隆一論文の翻印による）とあってかたがた符合する。経亮の遺著『梅窓筆記』（文化三年刊）にも室生寺本『日本国見在書目録』に関する言及があるが、こちらでは「書肆力買得セシヲミルニ」と披見した経緯を記すものの、その時期については記していない。

(10)

以下、引用は慶應義塾図書館蔵香果遺珍中の経亮自筆本（一三三X@一六〇@一四八）による。なお本稿に引用した箇所はいずれも日本隨筆大成の翻字と大きな異同はない。

(7)

『秘藏書目』及び『無仏齋遺伝書領目六』は吉澤義則「藤貞幹に就いて」（『国語説鉢』立命館出版部、一九三二）の翻字に拠った。

(8)

なお注4前掲阿部隆一「文館詞林考」が経亮の著作であると考証する「文館詞林之叟」にも『日本国見在書目録』について「予カ寛政九年十一月廿三日閱〈古写本粘葉二

(11)

神宮司庁文化課編『荒木田久老歌文集並伝記』（神宮司庁、一九五三）所収の『楓落葉哥集』卷六及び伊藤正雄「荒木田久老の生涯」参照。

(12)

吉永登「生田文庫」（関西大学図書館報『籍苑』第二十号、一九八五）に当該書入れについて紹介あり。

定信編『集古十種』（寛政十二年序刊）銅器部二に「橋本肥後守藏鏡図」が掲載されており、また定信の著述『輿車図考』の文化元年七月の年記ある自序中に「もとより縉紳家へもたづねまたは橋本経亮などへもとひものした

- るが」云々とある。さらに寛政年間に作成された東寺百合文書の摸写本のひとつである白川本の編纂にも経亮が関与した可能性が高い（前掲『橋本経亮旧蔵 香果遺珍目録』解題参照）。
- (13) 注4 前掲阿部隆一「文館詞林考」の翻字に拵りつつ、原本に基づいて一部の文字を改めた（「かたのことくに硯の筆して」を「かたのことく小硯の筆して」と訂した）。
- (14) 注4 前掲阿部隆一「文館詞林考」参照。以下、「文館詞林之叟」からの引用は同論文の翻字による。
- (15) 注4 前掲阿部隆一「文館詞林考」の翻字によるが、斯道文庫所蔵紙焼写真マG一四〇九により原本に即して改行箇所を改めた。
- (16) 梅谷文夫「狩谷板齋」（吉川弘文館、一九九四）。
- (17) 前掲『橋本経亮旧蔵 香果遺珍目録』及び『蒐められた古—江戸の日本学』参照。
- (18) 注4 前掲阿部隆一「文館詞林考」五三〇頁。
- (19) 白雲の画業及び伝記については『定信と画僧白雲—集古十種の旅と風景』（白河市歴史民俗資料館、一九九八）参照。
- (20) 引用は木村仙秀「橋本経亮の家系と日記」（『木村仙秀集』第七巻、青裳堂書店、一九八五、所収）所引の本文に基づいた。
- (21) 佐川庄司「画僧白雲伝記点描—展示概説にかえて—」（注19 前掲『定信と画僧白雲—集古十種の旅と風景』所収）参照。
- (22) 先に『蒙斎手簡』所収の寛政九年五月二日付柴野栗山宛藤貞幹書状に見える「文館詞林_{六百九十二}」は卷六六二の誤写ではないかと述べたが、この寛政九年に出現した当該卷が蒹葭堂の蔵に帰したのだとすれば辻棲が合う。『蒹葭堂日記』によれば貞幹は蒹葭堂の許を来訪している。
- (23) 前掲『蒐められた古—江戸の日本学』解説において稿者は「文館詞林之叟」の言う「六卷」を香果遺珍本に含まれる卷一五八・三四八・四五五・五〇七・六六二・六九五の六卷分を指したものと解し、香果遺珍本「文館詞林」は経亮が主として寛政十一年から翌年にかけて収集した摸写本であると推定したが、以下に述べるようにそれ以後に経亮が入手したものも含まれると見るのが妥当である。ここに訂正しておきたい。

【附記】本研究はJSPS科研費19K00351の助成を受けたものである。原本の画像の使用をお許し下さった慶應義塾図書館に感謝申し上げる。

『文館詞林』卷三四八・卷四五五模抄断簡解題

矢島 明希子

三糢、幅十一・五糢、五行を存す。第一葉八行目に「廣成頌」首

後漢馬融」という題名が見えるため、それ以降は自ずと馬融の「廣成頌」であることが知られる。「廣成頌」は『後漢書』馬融伝に、

過日、慶應義塾大学図書館が所蔵している橋本經亮のコレク

ション・香果遺珍の整理が行われ、その『文館詞林』模抄断簡

類の中から二点の佚文が発見された。この発見は、『文館詞林』研究においても、またそれぞれの内容に関わる諸領域においても、大いに意義のあるものと考えられる。そのため、本解題では、特にその二点の断簡とそれらをめぐるこれまでの研究状況について整理したい。

一・卷三四八断簡（一三三三X@一六〇@九四八）

当該資料は二葉の紙片からなる断簡で、第一葉は紙面高さ二七・五糢、幅二〇・四糢、九行を存し、第二葉は紙面高さ二七・

続した断簡であつたことが分かる。

臣聞昔命師於鞬橐、偃伯於靈臺、或人嘉而稱焉。彼固未識夫雷霆之爲天常、金革之作昏明也。……

では、この「廣成頌」が収められたのは『文館詞林』の何巻に当たるのかというと、内閣文庫所蔵模抄本『文館詞林』巻三四八の巻首目録に、

西晉張載平吳頌一首并序

東晉孔甯子平洛頌一首

後漢馬融上林頌一首

廣成頌一首

とあることから、本断簡は『文館詞林』巻三四八の一部であり、前半の七行は同じく馬融の「上林頌」の末尾と見てよいだろう。

本断簡の包紙には、橋本經亮によつて寛政十二年（一八〇〇）五月に幕府の命を受けて須磨の勝福寺所蔵の弘仁鈔本を写した、

その書き損じである旨が記されている（参考図版）参照）。経亮は、その前年の寛政十一年（一七九九）三月に勝福寺で書肆・

竹苞樓主人の佐々木春行と卷六九五および卷三四八の欠巻を閲

覧し、十二年十二月にこれを模刻・頒布しているが、この時模

刻されたのは卷三四八の尾題と璽書のみであつた。当時、勝福寺にどれほどの内容が所蔵されていたのか定かではないが、阿部隆一氏は、巻名未詳零巻・卷六九五・卷三四八の後半部分が

一軸に装されて『法華三宗相対抄』（以下『相対抄』）巻十八をなしていいたとみなし、卷三四八は『広成頌』の末尾を含む尾の方のみを存していたのではないかと推測している。^① 本断簡は『文館詞林』の佚文を伝えるだけでなく、寛政十二年五月の時点でも完全でないにしても卷三四八の尾題と御璽以上の内容が勝福寺に存在していたことを示していよう。

次に、「上林頌」及び「広成頌」の成立と伝来について見たい。まず、先に触れたように「広成頌」は『後漢書』馬融伝に載録され、その成立の経緯が次のように語られている。

（永初）四年、拜爲校書郎中、詣東觀典校祕書、是時鄧太后臨朝、驚兄弟輔政。而俗儒世士以爲文德可興、武功宜廢、遂寢蒐狩之禮、息戰陳之法。故猾賊從橫、乘此無備。融乃

感激、以爲文武之道、聖賢不墜、五才之用、無或可廢。元初二年、上廣成頌以諷諫。

永初四年（一一〇）、幼い安帝の攝政となつた鄧太后は、文

徳を重視して狩獵などの武功を軽視した。古代の狩獵とは、獲物を祭祀に供する儀礼的な性格と軍事訓練としての性格を持つものであつたが、時代が降るにつれて遊蕩と見なされ、非難されるようになる。しかし、古來の礼を重んじた馬融は、狩獵を廃したが故に世の秩序が乱れたと憂え、元初二年（一二五）に

「広成頌」を奏上してこれを諫めた。^② 広成とは現在の河南省臨汝付近にあつたとされる苑囿で、上林苑とともに皇帝の狩り場である。結局馬融は鄧太后と対立し、禁固されるという事態に至るが、建光元年（一二一）に鄧太后が崩御すると、再び中央に復帰することになる。

このように、「広成頌」は内容も成立も正史に記され現在まで伝わっているが、一方の「上林頌」は『太平御覽』巻五八八・頌讚が引く晋・摯虞『文章流別論』に、

若馬融廣成・上林之屬、純爲今賦之體。而謂之頌、失之遠矣。とあり、梁・劉勰『文心雕龍』巻二・頌讚篇に、

馬融之廣成・上林、雅而似賦、何弄文而失質乎。

とあるなど、「広成頌」と並ぶ作品として名は知られていたもの⁽³⁾、内容はほとんど伝わっていなかつた。また、成立についても史料中にわずかな手がかりを残すばかりである。

『藝文類聚』卷一百・災異部「蝗」が引く魏・曹丕『典論』には、

議郎馬融、以永興中、帝獵廣城（成）、融從。是時北州遭水潦蝗蟲、融撰上林頌以諷。

とあり、永興年間（一五三—五四）に桓帝の狩獵に随行していいた馬融は、蝗害や水害が起きたために「上林頌」を撰述して桓帝を諫めたという。

『後漢書』孝桓帝紀の永興年間の記事から特に蝗害・水害に關係する記事を見てみよう。

（永興元年）秋七月、郡國三十二蝗。河水溢。百姓飢窮、流冗道路、至有數十萬戶、冀州尤甚。詔在所賑給乏絕、安慰居業。

（永興二年）六月、彭城泗水增長逆流。詔司隸校尉、部刺史曰、蝗災爲害、水變仍至、五穀不登、人無宿儲。其令所傷郡國種蕪青以助人食。京師蝗。東海朐山崩。

（永興二年）九月丁卯朔、日有食之。詔曰、朝政失中、雲

漢作旱、川靈涌水、蝗蟲孳蔓、殘我百穀、太陽虧光、飢饉荐臻。其不被害郡縣、當爲飢餓者儲。天下一家、趣不糜爛、則爲國寶。其禁郡國不得賣酒、祠祀裁足。

このように、永興年間には各地で蝗害や水害が起り、それに起因した飢饉など大きな被害が出ていたことが分かる。そして、永興二年の十一月に、

校獵上林苑、遂至函谷關、賜所過道傍年九十以上錢、各有差。

とあり、桓帝は上林苑で狩獵を行つてゐる。『典論』には上林苑ではなく広成苑で狩獵を行つたとあるが、『後漢書』孝桓帝紀の永興年間の記事からは、上林苑での狩獵しか見られない。

ただ、孝桓帝紀中には広成苑・上林苑の両方で狩獵をしている例がいくつか見られることながら、蔣曉光氏は広成苑と上林苑での狩獵が一体のものであつた可能性を指摘している。⁽⁵⁾『典論』と『後漢書』の記事から判断するならば、「上林頌」はおそらくこの永興二年頃に作られたものと推測できよう。⁽⁶⁾

しかし、「上林頌」は早くに失われ、これまでに伝わる佚文は隋・杜台卿『玉燭宝典』が引く「馬融上林頌曰、鶴鶴如煙」というわずか四字のみであつた。さらにいえば、『玉燭宝典』もまた中国では失われ、清末、日本伝來の写本によつて中国に

逆輸入された佚存書である。つまり、この四字さえも長い間知られていなかつたといえる。

それが近年、『文館詞林』研究の中で、高野山宝寿院所蔵の弘仁鈔本『文館詞林』卷次不明断簡を「上林頌」の一部と見る説が出てきている。まず、尾崎康氏はこの不明断簡について、

卷三四七と筆跡が同じこと、内容や文体が「広成頌」に似ていることなどから、卷三四八の「上林頌」の一部ではないかと推定し、不明断簡の紙背は『相対抄』卷十三であり、卷十八をなしていたとされる。『文館詞林』卷三四八末尾とは卷次が異なることから、この不明断簡も卷三四八の一部であるとすれば、本巻はいくつにも寸断されて『相対抄』の書写に用いられたという可能性を示した。⁽⁷⁾

そして、中国でもこの宝寿院不明断簡を巡つて議論が起きている。中国では、日本の寛政年間に刊行された『佚存叢書』収録巻が清末の『粵雅堂叢書』に收められ、統いて楊守敬がさらに多くの残巻を『古逸叢書』に收めた。民国初に至り、董康が大覚寺本によつて補つたものが『適園叢書』に収録されたが、宝寿院不明断簡はこれらに含まれていない。再来日した董康がこの不明断簡も含めて影印したことによつて、ようやく中国で

も知られるところとなつた。しかし、これは極めて少部数だつたために広くは普及しなかつたらしい。その後、一九六九年に日本で古典研究会編『影弘仁本文館詞林』(編者刊)が刊行され、より揃つた影印本として紹介されている。⁽⁸⁾

とはいへ、宝寿院不明断簡が注目されるようになつたのは、羅国威氏が日本の『影弘仁本文館詞林』をもとに整理した『日藏弘仁本文館詞林校証』(北京・中華書局、二〇〇一年)によるところが大きかつたようと思われる。この整理本の中で、羅氏は宝寿院不明断簡に永平や建初という後漢の元号が見えることから、これを後漢の作品とみなしており、姜維公氏はこの整理本にもとづいて、不明断簡の狩獵を賛美する内容と、十三行目に「主人曰……」とあるように主客問答形式をとつてゐる点が漢代の賦に近いことなどから、この不明断簡を「上林頌」の一部とする説を発表した。⁽⁹⁾ただ、この説には反論もある。例えば、許雲和氏は末尾に見える「農部」という語句が三国魏特有の官職名であることを指摘し、後漢ではなく三国時代の作品であるとして姜氏の説を退けた。⁽¹⁰⁾これに対し、蔣曉光氏は「農部」は「農郊」の誤りであり、内容から判断してやはり不明断簡は「上林頌」の一部であると結論づけている。⁽¹¹⁾しかし、いずれの

説も、内容からの推論はあくまで「上林頌」にふさわしいとうにとどめざるを得ないだろう。

その点、本模抄断簡は末尾のわずか七行ではあるが、「広成頌」との関係からして、確かに「上林頌」の一部といつて差し支えなかろう。これは、馬融や後漢の文学研究に資するだけでなく、宝寿院不明断簡の特定にとつても重要な資料であり、今後議論が進むことが期待される。

二・卷四五五模抄断簡（一三三三X@一六〇@九三八）

当該資料は、紙面高さ二七・六糢、幅六一・四糢、二十二行からなる卷四五五の卷首目録および第一首冒頭の模抄断簡である。弘仁鈔本の力強い書風も写し取っていた卷三四八断簡とは異なり、簡略な書きぶりであるが、付帯の包紙に「此分所在不明分」とあるように、この原本は現在所在が分かつていなかった。その内容が判明しただけでも貴重といえる。なお、この包紙は橋本経亮ではなく後人によって加えられたものである。

卷四五五については、これまで断片的な情報しか伝わってい

なかつた。まずは、江戸時代後期の尾崎雅嘉『群書一覽別録』卷五に、次のように題目が記述されている。

第四百五十五 碑卅五 百官廿五

將軍五

右驍騎將軍安修仁碑銘一首并序 凡七條

また、佐々木春行の『古籍鑑定書目』には卷首題に加えて、現在天理図書館に所蔵されている卷次不明断簡（以下、天理断簡）と同文が模写され、これが卷四五五の一部と推定されるのみであった。したがって、本断簡の発見によつて初めて卷四五五全体の収録題目が判明したことになる。

本断簡の卷首目録に並んだ将軍の安興貴・安修仁・段志玄は、いずれも唐王朝の建国期に活躍した人物であり、本巻は『文館調林』の中でも新しい作品群であったといえよう。

卷頭第一首の「冠軍大將軍安興貴碑銘」は、今まで題目すら知られていなかつた佚文である。安興貴は武威のソグド系有力氏族出身で、第二首の安修仁の兄に当たる。『旧唐書』李軌列伝によれば、同じく武威のソグド系の李軌が、隋末の動乱期に安修仁等を率いて河西を落とし、大涼王を称した。その時長安にいた安興貴は、やはり河西を平定せんとする唐の高祖・李淵

に協力して涼州に赴き、涼州にいた弟の修仁と内通して李軌を倒したのである。唐建国期における河西地方の平定に大きく貢献した功績によつて、興貴は右武候大将軍・上柱国を賜り涼国公に封じられ、弟の修仁も左武候大将軍を賜り、申国公に封じられている。

安興貴についてはこのような史書に散見されるわずかな記事の他、子孫の墓誌・碑銘などによつてしかその事績を知ることができない⁽¹⁴⁾。安興貴当人の伝記としては、『新唐書』藝文志に「顏師古安興貴家傳」とあり、顏師古による伝記が存在したと考えられるが、これもすでに亡佚しているため、本碑銘は安興貴の事績を伝える貴重な史料となりうる。

本断簡はその冒頭十行を存し、「武威姑臧人、安息王之」で終わっている。唐初のソグド系有力氏族の墓誌の中では、自らと想像される。

ここで問題となるのが天理断簡との関係である。阿部隆一氏は、天理断簡四行目に「見称於張氏」とあることから、張氏の碑銘ではないかと推測し、またこれと同じ内容が『古籍鑑定書

目』の「同四百五十五 碑卅五 將軍五」とある後に臨写されていることなどから天理断簡を卷四五五の一部と推定した。⁽¹⁵⁾しかしその後、碑主については尾崎康氏によつて安修仁碑銘と訂正されている。長くなるが、以下に尾崎氏の説を引用したい（傍線と番号は引用者による）⁽¹⁷⁾。

その記事内容は碑銘のごとく、人名は見えないが、終わりの方に隋の開皇中に起家し、蜀王秀（煬帝の弟）に仕えて都督となり、儀同の兵を検校し、秀が廢せられると（六〇〇年）本郷の兵を領したとあって、その後が切れているから、唐初の武将のものであるらしい。……父の閥歴が玄宗に重用された張說の張說之文集（張燕公集）卷一六の「河西節度副大使安公碑銘并序」（安忠敬碑〈引用者注・安興貴の曾孫〉）に、

曾祖羅方大、隋開不儀同三司、皇朝贈石州刺史貴鄉公。
……祖興貴、右武侯大將軍涼州刺史。……

とある安羅方大のものと一致するから、文館詞林の碑文の主は、①安興貴かその兄弟と考えられるのである。

ここで、上述の『群書一覧別録』に記録された卷四五五の題目を引用し、続けて、

卷四五五の碑銘の右驍騎將軍安修仁こそ、兄の安興貴と隋末唐初の河西に活躍し、張說之文集所載の②安忠敬碑にみえる曾祖の安羅方大と、天理断簡の父の経歴とが合致するものである。したがつて、天理図書館蔵の断簡は、文館詞林卷四五五の安修仁の碑銘の一部であることが明らかである。

とする。そしてさらに、次のようにいう。

再び文館詞林断簡の書誌的な問題にたちかえろう。

以上に述べた祖父の経歴は断簡の五行目から、本人のものは十九行目から書かれているから、これは安修仁碑銘のかなり頭初の部分であろうと思われる。群書一覧別録が四五五という巻次やこの題目を明記するのは、當時この巻首が存在したからであるが、この巻は凡七首というのであるから、首題標目に九ないし十行要したであろう。第一張もこの断簡とおなじく二十四行であれば、なお本文十数行を収めうるわけで、③安修仁碑銘は第一首のようであるから、この碑銘の冒頭がその部分にあたると考えられる。したがつて、④この断簡はそれに続くものとみなされ、巻四五五の第二張である公算が大きい。すなわち、寛政のはじめ

ごろには、卷四五五の第二張が続いて存していたのが、いつの間にか剥脱して第一張が失われたのであろう。尾崎氏が天理断簡を安修仁碑銘とみた根拠は、まず祖先の経歴が安興貴・安修仁兄弟と合致すること(①②)、そして『群書一覧別録』に安修仁碑銘が卷四五五の第一首のごとく記録されていることによる(③)。

しかし、本模抄断簡の出現によつてその第一首は兄の安興貴碑銘であることが明らかになつた以上、天理断簡の特定についてもう一度考え方がある。④でいうように天理断簡が卷四五五の第二張であるならば、それは実は、この巻四五五巻首模抄断簡に続く安興貴碑銘の一部に当たるものと考えられないだろうか。本断簡は「安息王之」で終わり、天理断簡は「苗裔也」で始まるため、文章の接続に問題はない。その後に続く出自も、尾崎氏が①で「安興貴かその兄弟のもの」というように、安興貴のものと見ても矛盾しない内容なのである。

中国の研究では、熊清元氏が天理断簡を安興貴碑銘と見なしており、安興貴の子・安元寿の墓誌の出自と天理断簡の出自が一致することを根拠としている。⁽¹⁵⁾ただし、出自だけで見れば、安興貴と安修仁は兄弟であるから、どちらにも取ることができ

るのである。天理断簡の内容から興貴と修仁を弁別しうる他の史料が残つていれば断定することも可能であろうが、管見の限り、そのような史料は見いだせていない。やはり、紙背の状況や行数など書誌的な考証とあわせて考える必要があるだろう。

天理断簡は、紙背に『相対抄』卷六の巻末に近い部分の三十

三行を有す。天理断簡の『相対抄』は『文館詞林』側とは逆に行が進んでいくため、尾崎氏が指摘するように『文館詞林』の側から見れば、前にもう二張分が必要になる。尾崎氏は、柴野栗山模抄卷五〇七断簡や『古籍鑑定書目』の卷六六二の著録に記された『相対抄』卷六に関する記録、『群書一覽別録』が巻一五八・四五五・六六一・五〇七の順番で記録していることなどから、『相対抄』卷六は、『文館詞林』の巻一五八首（二張）・卷四五五首（二張）・卷六六一尾欠（約二十張）・卷五〇七尾（二張）の順で軸装されていたと推定している。⁽¹⁹⁾ 仮にこの模抄断簡が天理断簡の直前に接続するならば、原本の紙背には天理断簡紙背の後に続く『相対抄』卷六の内容が記されていたことになる。しかし残念ながら、香果遺珍の中には本断簡の紙背に相当する模抄類は見出せなかつた。⁽²⁰⁾ とはいえ、香果遺珍本が天理断簡部分を除く各巻の模抄を備えていることは、原本が分散する

過程を考えるうえで非常に興味深い。

以上のように、天理断簡との関係についてはさらなる検討を要するが、その再考という点から見ても、本断簡の意義は非常に大きい。

注

- (1) 阿部氏によると、巻三四八の原本は前半後半とともに所在不明であるが、大覚寺の『文館詞林残闕目録』によると前半は巻四一四などと『相対抄』巻二十に合装されていると考えられるため、後半とは別に軸装されたとし、張数から考えると『相対抄』巻十八に軸装されていた巻三四八の後半部分は、前半に接続せず、その間を欠いた末尾の部分であると想定している。そして「寛政年間勝福寺に出現した巻六九五・巻三四八等は相対抄巻十八として一軸に装っていたが、首の巻名未詳零巻と尾の巻三四八の断簡とは、その間に切られて、外に流出したと推定するのが自然であろう」という（阿部隆一「文館詞林考」古典研究会編『影弘仁本文館詞林』編者、一九六九年、五六六一五六七頁）。

- (2) 馬融については池田秀三氏の「馬融私論」(『東方學報』第五十二輯、一九八〇年)に詳しい。
- (3) 馬融「廣成頌」・「上林頌」の「頌」は諷諫の韻文を指すが、『文章流別論』や『文心雕龍』が批評するように、実態は詠物的な「賦」近く、池田氏は、当時は賦と頌が厳密に区別されていなかったのではないかと指摘している(池田前掲論文)。
- (4) 「後漢書」桓帝紀・延熹元年「冬十月、校獵廣成、遂幸上林苑」、同じく延熹五年「冬十月丙辰、校獵廣成、遂幸函谷關・上林苑」など。
- (5) 蔣曉光「日藏馬融《上林頌》残篇校勘及考証」『文献』二〇一九年第三期。
- (6) 池田氏は永興元年の「郡國三十二蝗。河水溢……冀州尤甚」が『典論』の「北州遭水潦蝗蟲」という記述と一致することから、永興元年に成立したとする。
- (7) 尾崎康「天理図書館蔵文館詞林断簡をめぐつて」『ビルニア』第四十四号、一九七〇年。
- (8) 林家驪「日本影弘仁本《文館詞林》及其文献価値」『杭州大學學報』第十八卷第四期、一九八八年。
- (9) 羅国威整理「日藏弘仁本文館詞林校証」北京・中華書局、二〇〇一年、四八六頁。
- (10) 姜維公「文館詞林」闕題殘篇考証」『古籍整理研究学刊』二〇〇四年第一期。
- (11) 許雲和「日藏弘仁本《文館詞林》卷次不明之闕題殘篇考辨」『古籍整理研究学刊』二〇〇七年第五期。
- (12) 蔣曉光前掲論文。
- (13) 「旧唐書」李軌列伝に「李軌字處則、武威姑臧人也。有機辯、頗窺書籍、家富於財、賑窮濟乏、人亦稱之。大業末、爲鴈揚府司馬。時薛舉作亂於金城、軌與同郡曹珍、關謹、梁碩、李贊、安修仁等謀曰……軌令修仁夜率諸胡入內苑城、建旗大呼、軌於郭下聚眾應之、軌縛隋虎賁郎將謝統師・郡丞韋士政。軌自稱河西大涼王……初、安修仁之兄興貴先在長安、表請詣涼州招慰軌。……興貴知軌不可動、乃與修仁等潛謀引諸胡眾起兵圍軌、將圍其城、軌率步騎千餘出城拒戰。……軌尋伏誅、自起至滅三載、河西悉平。詔授興貴右武候大將軍・上柱國、封涼國公、食實封六百戶、賜帛萬段。修仁左武候大將軍、封申國公、并給田宅、食實封六百戶」とある。

(14) 安興貴の子・安元寿の墓誌には「父興貴、皇朝右驍衛將軍・左武衛將軍・冠軍將軍・上柱國・涼公、別食綿・歸二州、實封六百戶、克施在封六百戶、克施在操、匪躬成節」

○五年)がある。山下氏も祖先の経歴を安興貴の子・安

元寿の墓誌と対照させ、それが一致することから安修仁

碑銘と見なしている。

以功詔爵、爰頒錫壤之榮、以德命官、載啓銜珠之秩」とある。河西の安氏一族については呉玉貴「涼州粟特胡人

安氏家族研究」(『唐研究』第三卷、一九九七年)、福島恵『東部ユーラシアのソグド人』(汲古書院、二〇一七年)

などがある。

(15) 呉玉貴前掲論文。

(16) 阿部前掲論文(五七一—五七三頁)。なお、羅国威氏も天理断簡を卷四五五に収め、隋人の碑銘と見なしている

(羅国威前掲書、一七四頁)。

(17) この訂正はまず、尾崎康「文館詞林四百五十五残簡について」(『書誌学』復刊第十六号、一九六九年)に発表され、翌年の前掲論文(一九七〇年)によつてさらに詳しく述べられている。以下の引用は一九七〇年論文に拠つた。同様に安修仁碑銘とする説は山下将司「隋・唐初の河西ソグド人軍団―天理図書館蔵『文館詞林』『安修仁墓碑銘』残簡をめぐって」(『東方學』第一一〇号、二〇

(18) 「(『文館詞林』卷四五五闕題残篇碑銘碑主考)」『黃岡師範學院學報』二〇〇六年第五期。

(19) 阿部氏も同様の考証を行い、「(一)卷一五八の首目(一張)・卷四五五の首目(半張乃至二張)・天理断簡の順でつながれ、卷四五五の本文第一部の大部と天理断簡の文の初行乃至次行が欠けていた。(二)卷一五八の首目と本文第一部の前半(この部分は今全く逸失)の二張の次に天理断簡がつながれ、その次に卷四五五の巻初(天理断簡に衔接する行まで)が続いた」という二つの可能性を提示した。このうち阿部氏は(一)の可能性が高いとする(阿部前掲論文、五七一—五七三頁)。

(20) 香果遺珍の中には弘仁抄本『相對抄』卷六末尾の忠実な模抄を存するが、これにはまだ淡墨で「文館詞林 裏」と記されるのみで、いずれの紙背であつたのかはつきりしない。尾崎氏の推定の通りであれば、卷一五八首の紙背ということにならうか。

《影印》

凡例

一、以下は慶應義塾図書館の所蔵する橋本経亮旧藏香果遺珍に含まれる『文館詞林』弘仁鈔本の摸写本群（解題では香果遺珍本『文館詞林』と総称）の影印である。

一、卷次を基準として若い順に配列した。同一の巻の摸写本は一括して掲げ、慶應義塾図書館での請求記号の若い順に配列した。

一、各巻冒頭に巻数・部類名を掲げた。資料自体に巻次等が明記されていないものは「」で括って示した。

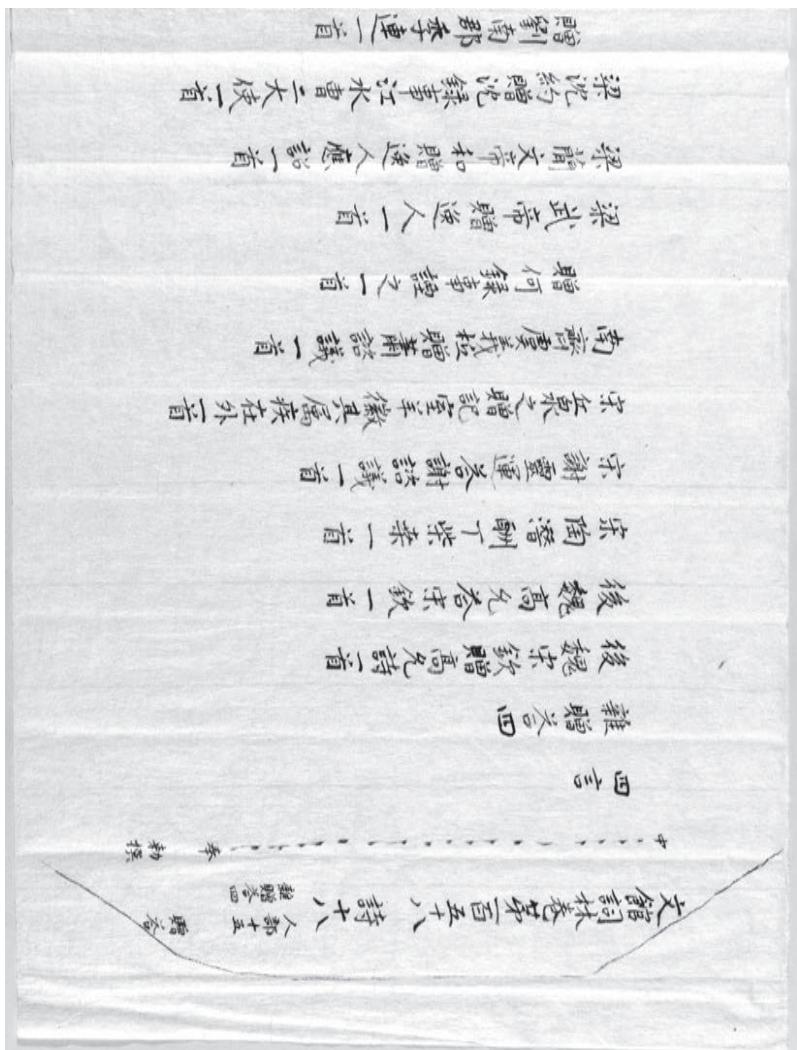
一、各資料の影印末尾に慶應義塾図書館での請求記号を（ ）で括って示した。

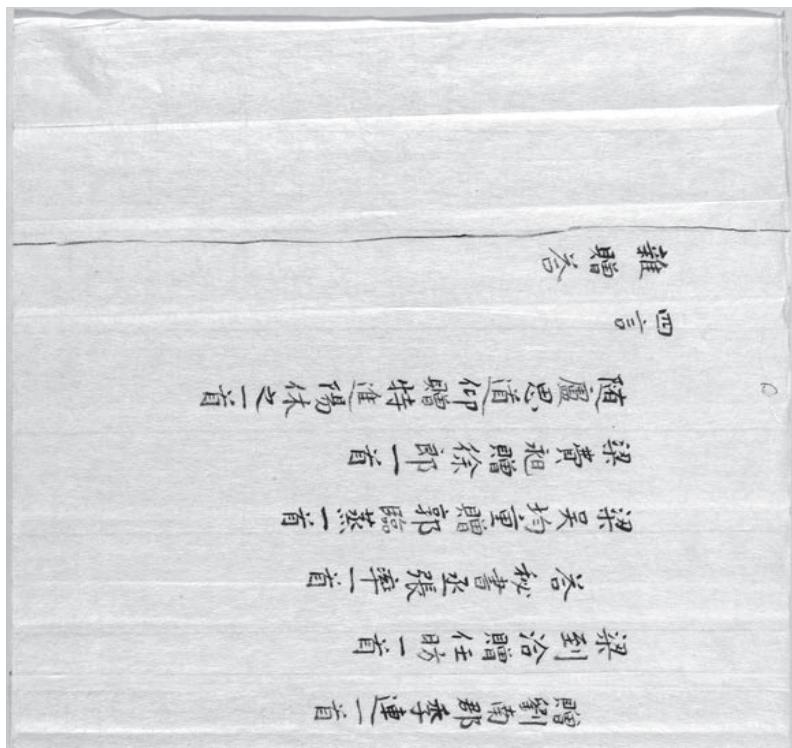
一、巻紙形態の資料については、巻頭から順次本文を示したが、前後の本文が連続していることを明示するために一～二行程度本文が重なるように調整した。ただし巻六六二所収の北齊の魏收による「後魏節閔帝伐爾朱文暢等詔一首」の第五一行目「速往行決母及妻子一依恒憲」と第五二行目「其房子遠鄭仲禮李代林等頑」とは使用画像の都合上、重複させることができなかつた。原本では両行は連続していることを明記しておく。

一、紙背に文字等が認められる場合はその部分も併せて掲載した。

一、附帶する袋や包紙、また香果遺珍中に含まれる弘仁鈔本紙背の『法華三宗相対鈔』（三宗要録）巻六断簡の摸写については、《参考図版》として末尾にまとめて掲げた。

卷一五八 詩十八





躬允首既明股肱惟忠政以和成
事舉其衷蓋所教封殖弘基傳之
無窮今子乃欲弛備廢緣純柔舍
則則春瓜之月無驚蟄大者之中
無震遠也夫侈万物迷冈天經者
必子心言夫於是容讓若有所喪而
心不怡忸怩慙性使辟不辟
爲成頌二首 後漢馬融

(133X@160@948)

臺式人嘉而幸之自非得失雷
述之為天常金革之作盛明也黃
炎之前傳道內記三五以來越可
略明且亟之鄭郊稍廓七十而
之國盛春秋之苗詩詠圃草樂奏

卷四五五 碑三五

— 385 —

文書印林集序四百五十五
碑卅五

中 · · · · · · · · · ·

孝 慈 模

將軍五

右驍衛將軍安愷仁碑銘一首
并序

鎮軍大將軍段志碑銘一首
并序

校尉

西平侯楊武校尉風憲碑銘一首
并序

西平侯傅校尉勳銘一首
并序

梁任昉南齊侍郎校尉銘碑銘一首
并序

將軍五

冠軍大將軍安與貴碑銘一首
并序岑文本

夫忠也孝也人倫之高行富也
貴也有生之所欲是以禮陳開

屋書義班宿家積千金輒鋟駒

屋書義班瑞家橫千金擊鍾斬
於都邑門稱万石紓青紫於廊
廟然而誠亮草昧功勤旗常歌
堂舞館則瞻焉爰以米輪華轂
則躍馬疾驅鐘鼓慶於嘉慶也
具義於前烈斯固卜商謂之在
天陸景以爲遭遇者矣公諱興
貴字景武威始臧人安息王之

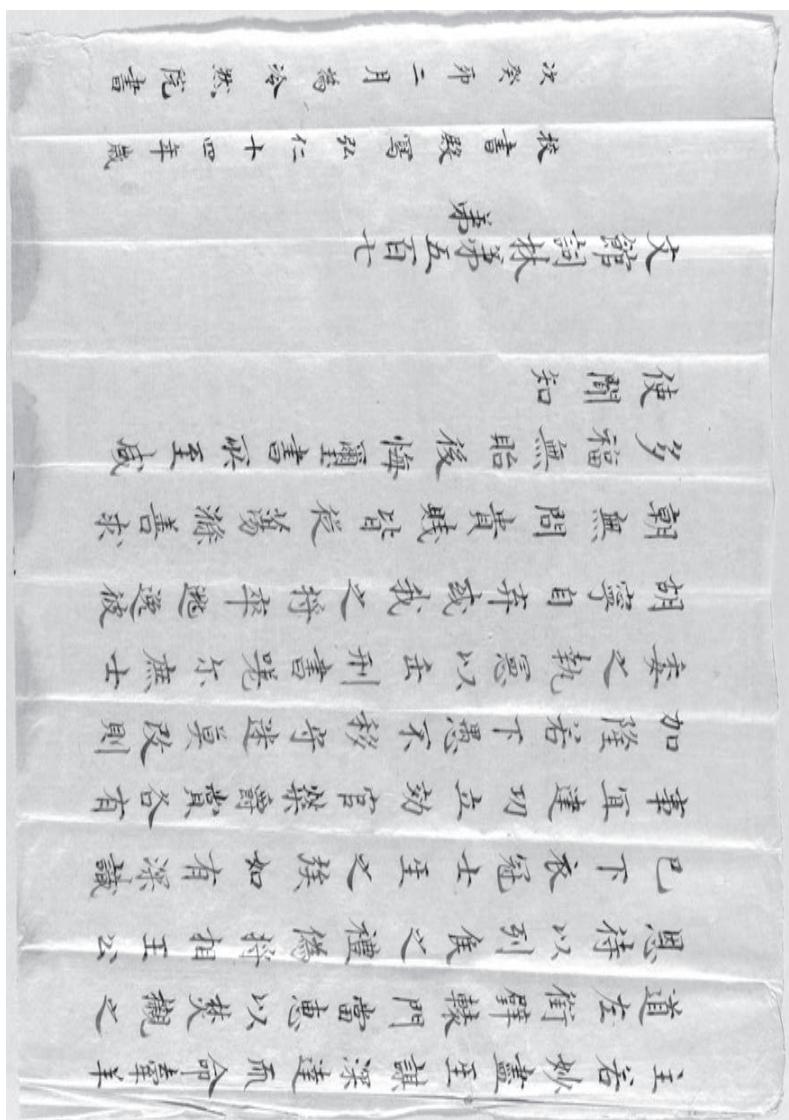
求傳刃惟惺獻禽弱之謀爪牙
奮千戈之勇羸握手坐甲若赴私
誰是以一鼓而定晉川耳舉而
權逋靄偽卒相高那瓌驅逼餘
燼窟竊據高墜偽之南王韓達業
住守分休規相抗殺卽亦兵威
應時崩潰那瓌則單馬霄遁達
業則面縛軍和尙之逃卒無知
見也咎其懷遠以德則尙難以
德綏屢降以義則尙難以義服
且而與不取道家所忌改昧侮
云兵之上術朕今親馭群雄長
馬宇內六軍舒旆萬隊略行狀
與雷電爭威氣逐風雲齊舉王
師所次已達近郊望歲歲之生室
家相慶來模之后思副厥誠偽

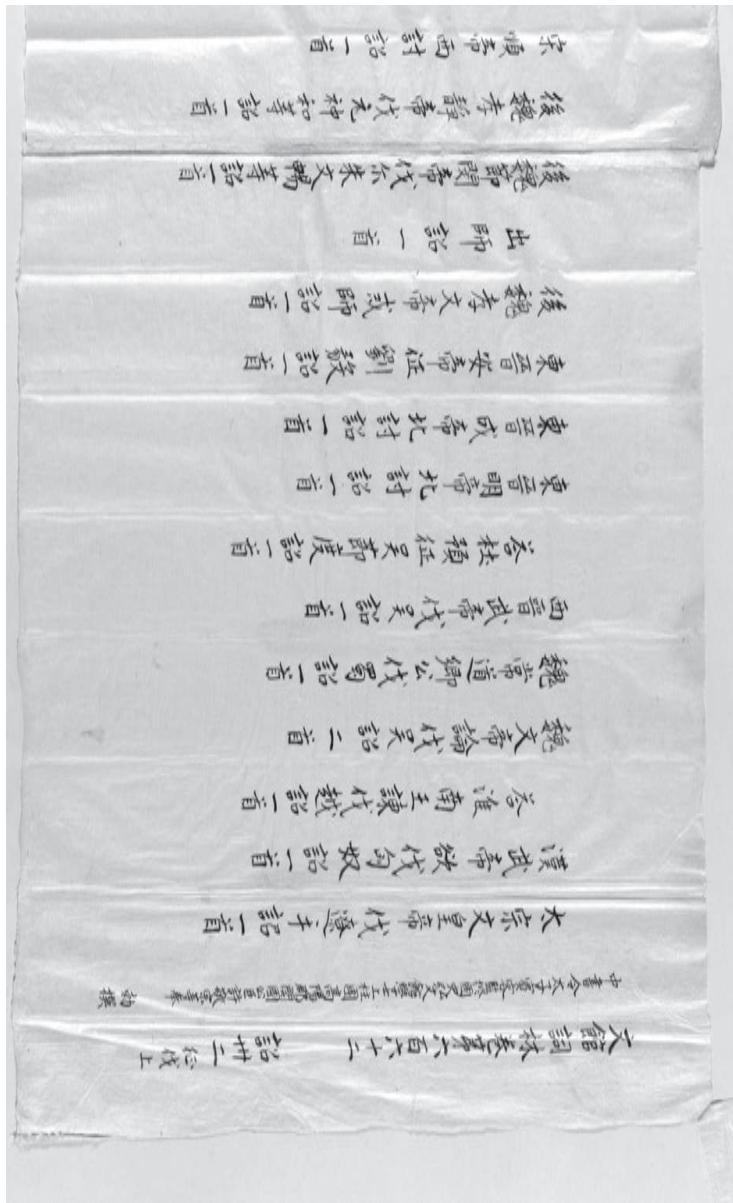
主客妙盡至謀深達而命牽羊
道左銜璧轂門當惠以焚觀之
恩待以列侯之禮僕將相王公
巴下衣冠士生之族如膏肓有識
事宜達功立効官榮貴賈各有所
加隆若下愚不移守迷莫改則
委之執思以正刑書光爾庶士
胡寧自弃或我之將卒逃逸被
朝無問貴賤皆從蕩滌善求
多福無貽後悔靈書研至咸
使聞知

文節詞林第五百七

校書殿寫弘仁十四年歲

次癸卯二月為冷然院書





宋順帝西討詔一首

南齊明帝北伐纂嚴詔一首

梁武帝北伐詔一首

又伐詔一首

北齊文宣帝征長安詔一首

西伐詔一首

後周武帝伐北齊詔一首

太宗文皇帝伐遼寧詔一首

門下行師用兵古之常道取亂
侮亡先哲戒貴高卑莫離支蓋
模文試達其主酷害其臣竊攘

邊隅肆其鋒萬朕以君恩之義
情何可忍若不誅前罪遐穢無以

慙爾中華今故欲巡幸幽荆問

慙爾中華今故欲逃辛幽荆間
罪遼碣行止之宜務存節儉不
過營頓無勞精飾食唯充飢不
渾沉耽水可涉渡者無假造橋
道路通行者不用脩理脚營非
近州縣學生老生皆無煩迎謂
恩致勞擾弊於往來皆隨室淪
亡其源可觀良由智略乖於遠
國兵士疲於屢戰政令失度上
下離心德澤不加於匹夫刻薄
矜窮於萬姓當此時也高麗之
主仁愛其衆故衆視之如仇讎以
殘暴其衆故如父母煥帝
思亂之軍擊樂安之卒勞其刃
也不亦難乎何入水而惡其濡

跋雪石求與跡朕緬懷前慮無

跋雪而求無跡朕緬懷前塵無
躬內省皆受餕專征提戈機龍
師有綏卒之舉食無盈匱之儲
軍之餘資朝不供夕至於賞罰
之信尚非自艾於心然猶取向
風靡前無橫陣蕩氛霧於五兵
前豺狼於九野定海內極蒼生
使萎霜之草復含翠色將朽之
骨重又豐肌然則行軍用兵之
事皆停此之疾親見豈虛言哉
及至端拱嚴廊空榮惟宸身處
九重之內謀次万里之外北殊
匈奴種落有若摧枯西滅吐谷
渾高昌易於恰木尙絕漠而為
羌跨流沙以為池黃帝不服之

唐羌不惡之域並皆委貢奉

白居易太常寺藏書也

唐堯不惡之域並皆委質奉
貢歸風順軌然則崇威畧化之
道此亦而下祇共間也光今豐
給多卒家給至之餘糧秬穀積
栗紅倉雖足以為兵儲猶恐勞
於轉運故多驅牛羊以充軍食
至無襄糧之費衆有隨身之橐
如斯之事豈不優於曩①如以
躬先七萃親決六奇使攻無不克
守戰無厭拒略言其數心勝之
道蓋有五焉一曰以我大而擊
其小二曰以我順而討其逆三
曰以我治而無其亂四曰以我
逸而敵其勞五曰以我悅而當
甚惡何憂不剋何慮不推可使
布告尤勿為疑懼可

布告尤尤勿為疑懼可

漢武帝欲伐匈奴詔一首

制詔朕飾子女以祀單于金幣
文繡賄之甚厚單于待命加爆
侵盜無已邊境被告朕甚閔之
今欲舉兵攻之何如

答淮南王安諫伐越詔一首

書言事闇之朕奉先帝之休德
風興夜寐明不昧燭重以不德

是以比率山當告衆夫以眇眇
之身託于三侯之上內有飢寒

朕甚懼焉今王深惟重慮明太
平以猶朕失攝三代至盛統承

接坐至述承及咸盡賓服靡然
臣此等王已竟非有所終使中

魏文帝論伐吳詔二首

大夫助論朕意告王越事

甚慙嘉王之意靡有所終使中

梓菑生述所及咸盡賓服欽然

制詔昔軒轅不為涿鹿之師則

之陣則南蠻之難不平漢武不

蚩尤之族不滅唐堯不興丹水

行呂嘉之罰則橫浦之表不附

光武不加顯述之誅則龍蜀之

亂不清故日非威不服非兵不

定孫權小醜憑江悖暴因有外

心凶頑有性故奮武銳慎夙行

誅執驍龍驥猛將武步或脩勾

跋潛涉之亦頑或國韓信夏之

班愚接軒以水攻陣大軍以陸

之孫權小龍漂江慘然因有外
心凶頑有性故奮武貌順而行
誅驍龍驥猛將武步或脩勾
踐滔波之亦頑或固韓信長之
誰思接船以水攻陣六軍以陸
橫轎征南進運以圍江陵突犧
舟船斬首執俘降者盈路牛酒
⑤至大司馬及征東諸將卷甲
長驅其舟隊今已向濟今車駕
自東為之瞻鎮雲行風步爭豎
而進賊進退道迎首尾有難不
為楚靈乾溪之潰將有彭寵蕭
牆之變必自魚爛不復亟用宜
慎終節勸靜以聞
制詔皆斬轍達四面之師固武
體國君生亮成夙工々賢為貴
也今內有公卿以鎮煮師外設

安孫權小龍憑江憚崇因有外
心凶頑有性故奮武銳順而行
謀繞曉龍驥伍將武步或惰勾
踐潛渡之亦頑或固韓信夏之
誰愚接舶以水攻陣六軍以陸
橫擊征南進運以圍江陵多橫
舟舶斬首執俘降者盈路牛酒
②至大司馬及征東諸將卷甲
長驅其舟隊今已向濟今車駕
自東為之瞻鎮雲行而步參鑒
而運賊進退道迫首尾有難不
為林是靈乾嶺之隙將有詒寵蕭
牆之變必自魚爛不復亟用宜
慎終節動靜以聞制記告斬轍達四面之師周武
體國君生亮成麻工勞賢為貴
也今內有公卿以鎮烹師外設

也今內有公卿以鎮烹師外設牧伯以監四方至於元戎出征則軍中宜有柱石之貢帥輔重輶在又宜有鎮守之重忠然後車加馬可以上行而下無内外之慮若今當征賊欲守之積卒其以尚書令頴鄉侯陳羣為鎮軍大將軍尚書僕射西鄉侯司馬懿為撫軍大將軍名吾臨江輪諸將方略則撫軍當留許昌督後諸軍錄後臺文書司事鎮軍隨車駕當並督督行尚書事皆假節鼓吹給中軍兵騎六百壯吾欲去江數里謀宮室往來其中見賊可擊爭之形便出奇擊之若或未可則當糾六軍以避攔饑賜勦

魏高帝道卿公伐蜀記詩一首

制詔蜀敵亦小圖士狹王寬而
姜維重用其衆曾無廢志往歲
破敗之機關猶復耕種當中刺
衆羌勞很無已莊不堪命夫魚
弱攻昧武之善經致王而不致
於庄兵家之上略蜀所恃賴唯
維而已因其遠離巢窟用力為
易今使征西將軍鄧艾督率諸
軍趨甘松沓中以羅維雍州
史諸葛瞻督軍趨武街高樓
首尾躋討若禽維便當東西並
進掃滅已蜀也

西晉武帝伐吳詩一首

制詔兵興以來八十餘年戎車
出征同有寧戰死亡流離傷害
和氣朕每惻然悼心思戢兵靜

和氣朕每惻然悼心思戢兵靜
從與往休息故罷羽業廣公休
假大遣扶先養孤及夕朝夕相
對而哭賊失信比犯王略胡虜
校勦竅害邊岳兵缺少不足
禽制輒當前休中太以相應赴
將士疲憊而猶不及事欲以為
靜而更為勞昔淮夷不賓威王
東伐猶稅佐難戎車震征自古
及今咸皆勤戎遠戍先勞後逸
未有得惰無為於有事之時也
自宣皇帝以來每以吳蜀為憂
邊事為念今猶暗犯境虎虜擾
邊此乃祖考之遺慮朕身之大
耻也故繕甲脩兵大興戎政內
外勞心上下勤力以南虎勾昊
北威戎狄然乃得休牛放馬與
爾下共饑無為之祐耳今調諸

士庶千家自今准此者悉具
而下共饑無為之禱耳今調諸
士家有二丁三丁取一至四丁
取二至六丁以上三至限奪十
七以上至五十以還先取有妻
息者其武勇散將家亦取如此
比隨才署武勇樣史樂巾馬為
騎者署都尉司馬中間以表內
外鮮施吏寘盡忠之心將無致
命之節朕方靜丘用未加罪戮
今當因大憤戎政以混虛六合賞
功罰惟情明罰勸法其宣勒中外
羣官使各悉心畢力明為身計
主者以時施行條品

西晉武帝答杜預征吳節度詔一首

制詔夫慨以犯難臣忘其死此
用兵之本若乃臨城致果則必
破之以挫斷之以威故商今主

古者其衆用命貴人但不用命

告格其衆用命賞於祖不用命
裁于社昔魏降穰苴列圍陪忠
苟有犯其政令者雖親如楊子
莊賓皆戮之不疑用嚴尊主立
勲出聲震精今廣命羣帥凌江
政討將以靜齊南裔緣寧四海
蓋旌揚呼闈之士成功之一會
也可不勗哉懸旌萬里當令首
尾暢同此既然矣旦元帥亟統
或本不相習威令散禁素不服
昭若各任所見不相順從必顛
越不根以致大軍兵凶戰危呼
敵成敗可不慎耶斯乃三軍之
命圖之安危苟有乖違以致負
敗雖實領之謂計必加鉞鉞之謀
必用固無及矣是故授之死空
向後生益知亡必存也庄故歎
庄而方未嘗勞盡自古之政也

向後生蓋知亡必存也庄故歛
庄而万夫齊勇盖自古之政也
方岳元帥推轂委若而懦緩
法志在公之義上總國命下謹
徒衆雖悔身何及凡厭皆敵距
遭節度便以軍令從事書稱宣
力汝為又曰尚桓桓如武如綱
如燕如黑軍司將軍其谷匏之
申勤萃帥以下僕知此命
制詔昔魏絳和諸戎鄖都魏
尚威懾匈奴故封壠之任在於
得才漢文厥以思慮頤李牧也
單于慕容穢不遠万里請吏卒
職禮讀忠義我者之遐網欲勦力
圍難翦滅長蛇宜得名曹英才
以董統之使一時齊舉致討歲

東晉明帝北討詔

庚辰正月戊午每卜其

以草統之使一時齊舉致言寂
達此數實並振雖越在海外其
狀若身子矣尚書廣陵公暉弘
量淹濟識謀經通文武著於勳
績忠誠每思立事可委以重任
懷朕無北顧之憂者也其以貽
東虎校尉鎮東將軍平州刺史
公如故主者假稱諸所應供給
及信風引道

東晉成帝北討詔一首

辟官幽沒虜進承言厥艱夙夜
制詒戒虎膺稍更神洲傾覆二帝

慨憤自聞江表屢有事事故討平
內難始漸克泰征伐車大復不
再舉是以廟策待期畜力觀置
今羯寇衰聲王略旣振時至理

今謂故袁徵王略弘極時至理
盡而庄云應大將軍濱州刺史
西平公駿心熱二代義誠壯烈
松帥恭涼為國宣力今追健歲
剋同征舉更令影響相應万里
齊輯其先並告遠近從鎮牧守
諸軍並令試嚴湏使還進討蕩
滌區寧以雪國心其忠思義義士
徇功効命必加殊賞以旌勲節
東晉安帝征劉毅詩一首 宋傅亮
制詔劉毅傲很凶廣履霜已久
中間覆敗宜即顯戮晉法含弘
復蒙寵繼曾不思愆內訟懇望
滋甚賴宰輔咸疾特加遺養遂
復推戴陝西庶幾感草心而長
惡不悛志為行先陵上虎下畿
逆無度既鮮智任江州非復所
統機樓兵衆略取粗遷駁序舊

戊子樹親黨西府二局文武盈

統機樓兵衆略取組運駁舟舊
戎厚樹親黨西府二局文武盈
萬志皆剖留曾無片言肆情恣
慾同顧而明又與侵虜蕃遠相
累鄉書相取剽掠結甲備兵外訖
督扶實規同惡想濟圖會
荆郢尚書左僕射謝混憑藉亂
資起蒙殊遇而佻蹊銳職為亂
階廟動外曰連謀万理是而可
思孰不可懷已詔太尉隨宜剪
截諸所處公一委公高卑
後魏孝文帝武師詔

門下夫出征有嘉故山鄉之象
興馬王赫斯愁蓋萬周之祐明
矣夫然則蚩尤之戰不亦亘乎
變伐之功豈非茂歟是以乾儀
雖敗意嗟莫殊以壞雖廟皇輝
凶二昔尉他僭越終國漢命孫

因二昔尉他僭越終屬漢命篤
暗跨吳竟歸晉師斯乃而坐之
常運庄理之恒敷耶今蒲氏墓
糴江會未賓王化士有二王之
憲物無一同之廣庄神所以憤
悅於幽顯靈祇所以咨嗟於岱
明彼既得非用傾又守不以仁
達君之罪赤忘於南嚮鹿毗之
政已形於北京難遇之機於茲
莫無夫朕承孝列累疊之隆備
猥屬後仁必伐之嘉運仰慕先
后總疊之誨脩賴僕辟注弼之
誠四海熙寧八表邕春謨明駛
智之忠竟思於廟堂夙夜折衝
之將揮袂於陞闈玉燭休和士
卒殷溢此而不舉熟復可也是
故風懷慨慮渾然靡輒將欲仰
順而心脩極吐物布德宣風躬

參

海熙寧八表邕謨明駢
思競思於廟堂以折衡

卒殿溢此而不舉熟復可也是
之將禪被於陞闈玉燭休和士

故風夜慨慮滄霖靡輶將欲仰
傾夙心俯搔毗物布德宣風躬

接江漢前翦爲勃於荆揚蕩不惠
於峨越混茲文軌肅昌皇業上

沓祖宗傳繼之意下副熙地頌
戴之心然興師翦戎必湏豫策

振威舉旆定待儲伏可勒尚書
八坐与三公詳議軍資邊寘之

宜介胄戈矛之用皆令猶備使
有征無戰臨事果稱不亦善乎

食魏李文帝出師詔一首

門下靖寧恃道友德唱道治而

誠四海熙寧八表鬯謨明駕
皆之惠贊思求廟堂凡可折桂
之將揮袂於陞闈玉燭休和土
卒殿溢此而不墨孰復可也
故風夜慨慮滌深廉毅將欲仰
傾而心倚極此物布德宣風躬
接江漢前翦爲勑於荆揚蕩不惡
恭此越混茲文軌肅昌皇業上
咎祖宗傳繼之意下副黔地頌
戴之心然興師翦戎必湏豫榮
振威舉旆寔待儲伏可勒尚書
八坐与三公詳議軍資邊寶之
宜今胄戈背之用皆令猶備使
有征無戰臨事果稱不亦善乎
食魏李文帝出師詔一首

門下皆鸞鷟侍道文德唱達滔瀛
往齡頗動鼓鐘韻罰儕朝將相
請度贊貞南冠東琛許在旬②
朕以大道崇究海壘無細怨彼
蒼生俟羅厭擾故開而墜胸蘆
坐空客瑕歸風之際聽其祓遣而
禍遂往心而弃履政不知事大
以衛社稷旋生微詭反以我讎
頻辱王王前主之使怒甲及乙
妻生鮮卒斷餚冕魚以弊行李
食言喪信遂絕踐好內離九族
之親外杜彊鄰之援表裏俱失
不亡何待所謂我直破曲玉神
同憤者也將龍龜行而伐檣旛
慕然計國混化功為至遠不可
曰一舉指期吳貪有言三師以

曰一舉指期吳負有言三師以肆楚今歲便勸豫郢東荆東豫東郢南羌南徐東徐寺嚴兵勒衆南入揚威迎降納附廣張聲略果有撲丸遂為龍驤之捷如未可焉且為亦德之師皆仰刺史躬率戎首若致替殘軍法從事一二亦有別勦月又詔徐彙光南青荆洛慕俗戎事應召必赴臨命淹闕固有常利後魏節閔帝伏爾朱文暢等詔首魏叔門下有國有家必以賞罰為本或王或霸莫不崇明執律耿自前古下至於今又亂之來咸由此道自永安失馭而下橫流尔朱宗室分割海內不患晉於遠

宋宗室居公劉海內不患昔者於遠
述祉被領於旦夕蒼生茶若冠
帶寒心大參相渤海王忠義通
神靈武冠代大性宗祐之童深
愍黎庶之怨之嘆榮裕行被堅執
銳推群醜於鄴南東凶鬼於洛
下此黨鳥鼠懸至神明目故而柱
大將軍榮所有諸子寶惟達使
論之典利義不齷免戶腰斬孰
曰非宜相王顧襄仁厚之風深
存契闊之義朝政乃星法申恩
時主則成王之美全其門戶故
其骸骨血祀猶保家業不墜轉
鍾鼎食家成市里母則尊稱長
主望傾戚屬二子爵窮十步位
居八命荷國家山岳之惠受相

居八命相國家山岳之患憂相
王子弟之恩谿竈其心罕知盈
足朝市憚其威福州郡拘其託
請傷風害政布於王言永不悛
改終無畏畏自卵成翼從裁及
朝後追往幼莫非相王覆者胥之
厚且託陰不折其枝過食不拔
其器坐有愛生全濟之儔託至
姻婦之親而招此憲愚捕茲奸
達潛署位号身為魅藪趨趣侏
張圖成反噬此而可忍熟不可
懷朕以寅德君臨万甯今者南
越江北窮沙漠東踰遼海西
極開河內安外穆華戎讞尔豈
朕貞德所能獨致寔是賴相王父

朕
宣德所缺獨致宣賴相王父
子左右皇家經綸東嶺扶持國
命四海百靈研共依仰文暢混
季狂勃如斯既不利王且將危
朕今不前蕩後難方深承言念
之垂鑒謹嘗未嘗敢忘言周誅
肆於前祀上冒挺禍漢罰窮於
皆卒雖親在骨肉坐居戚重未
聞緣其腰領公其畊畝若使在
恩忘義存患捨威則邦國淪覆
翹之所可待且固有疋刑朝有常
制君親無將寧光先典捨而不
行何以為化宜肅舉刑書亦於
億兆文暢兄弟宜依律坐可令
驃騎大將軍開府同儀三司尚
書右僕射安德郡開國公祖高
遠往行決母反妻子一依恒息

舍諸

其房子達鄭仲禮李伏林等頌
驥小龍謀此亂階身既伏草家
有常例但侍中房謨執心端固
株履清白出內在公績著朝野
善王斯省御有舊聞仲禮本自
傳薄晚見叔舉身不列於伯李
迹小入於家門一居晉陽內同
行路代林生而外後事絕本親
罪不相及義實有取相王弄致
錄用志存含育既有啓聞事如
高旨其此三家依略原也並免
其官誦罪私室自餘易鏡皆從
律條文暢已下同注之類義士
弃其美采資財豈沂王府所有
家產悉賞軍生一任相王斟酌
分給湊頭焚首應代共之濟宮
醜骨蓋唯通准貳之亟并主其

魏孝靜帝伐元神和寺詔

首魏收

門下向背有禍福之機誅賞為

威罰之本執物成務咸必由之

時來課見枚械校督及而復唯利

去就因頑皆思轉趣輕動志在

是從往事余朱偏受榮遇一朝

燕其鴉音可萃取其行間之用

茲詣朝廷弃瑕藏穢仍蒙令引

遂成鱗羽入列鼎惡出裁節將

位踰其量過近空寵祿藉我風雲

不曾不知私假武威地渾霧積

盈智小謀大謂已功名難居物

墮載禍心潛國不軌因於戎之

南服此乃懦大抵概之◎義士

刀馬火土上身也、身也

後魏孝靜帝代元神和寺記
門下向背有禍福之機謀貴為
感勸之本軌物成務咸必由之
俟景權自凡根名行無聞僥倖
是從往事余朱偏受榮遇一朝
去就因頤昔思趨趣輕勤志在
茲註朝廷乖瑕藏穢仍蒙令引
庶其鶴音可萃取其行間之用
位踰其量過庭寵祿藉我風雲
遂成鱗羽入列鼎惡出裁節將
勲無可紀才不足徵而淺器邊
盈智小貳謀大謂已功名難居物
下曾不知孤假威威地湧露精
哲獻禍心潛國不軋因松成之
條率專任之機權逼兵衆橫肆
南服此乃懦夫扼腕之①義士

南服此乃儒大夫杭之①義士
切齒之秋凡在生倫孰不憤慨
而前揚州刺史元神和何悅張
慶壽王黑隲官廷和王貴顯侯
仙劉崇信張業等九生並以賤
策名衍朝簡了無犬馬之識便
有銳鏡之心密相影響贊成茲
遙隨訖犧狼長茲地他欣其位
署委質駁馳甘歎鈞効以死
力東西殘掠毒被村墟肩合鐵
蟻終此亂階叛恩背德莫此之
是雖蹈名義事非小生而申禁
圭法固有恒典其此九家並可
從憲學裁之科理無攸捨自餘
拘繫詐誤之徒既懼冗煩眉情
非樂禍宜疎而納一原不問固

宋順帝西討詔

安之所

使遂難知洿持之制傾側猶自
非樂禍宜疎而納一原不問固

門下將也反噬釁阻西州義士

厲魂懼夫嘆氣春秋荼春水跋踵

驃騎大將軍道成神寓英邁

策深等必能踐機電掩衆利雲

驅便可松統水陸明發次路實

嗣膺月景紫踵武前王靜言隆替
思壹區夏但多難甫堯恩化肇
洽興師懷衆非政府先用威遠
國權緩北略美戎夷知義懷我
好音而山首剽掠專事侵掠駁生
肩異類蟻聚西偏衆彼自來之
資撫其而亡之會軍無再駕坐
不重勞傳檄以定三秦一麾而
注禹迹在斯舉矣且中原士庶
久望皇威乞師請援結軒馳道
信不可失時宜終朝宣弘命方
丘山因茲大舉舉侍中太尉都陽郡
開國公顯達當雙轂指麾
羣帥可使特節本官公如故便
可中外慕嚴明設賈賞

梁武帝北伐詔一首 沈約

梁武帝北伐言而一首 沈約

門下朕膺而而明命平壹區宇念

在綏懷遠近康俗濟生每勑邊

苟勿擾壇場自此時來有會因

利無欲制勝廟堂以德懷遠而

比得徐豫諸州行郡守啓牒云

竢爾獯醜陣兵淮甸烽聚纖結

規犯邊城惟之以事理不應尔

但遺虜餘孽肆彼生上偽黨猜

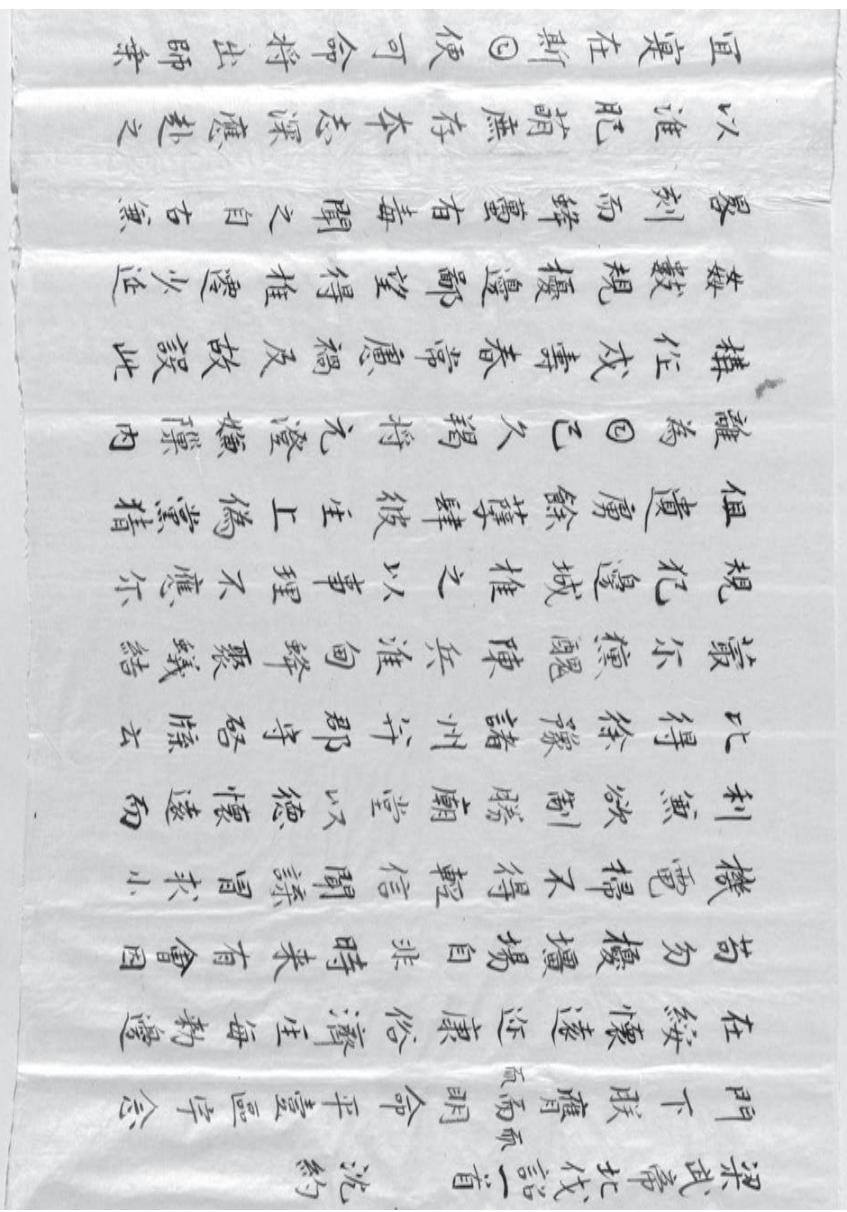
構佐戍壽春常慮禍及故設此

姦數規擾邊鄙望得推遷少進

晷刻而猝蠻有毒聞之自古僉

以淮肥萌庶存卒志深應赴之

宜寘在斯而使可命將出師余



宜寢在斯日便可命將出師參
機翦翦定今遣中領軍雲杜縣開
園侯度遠等濟自牛渚卷甲風
驅往趣長瀨寧朔將軍王僧炳
等熊熙三万步出橫塘左將軍
珍國武旅五万相係電發北向
鍾離直出肥口冠軍將軍紹舛
等營光四万飛帆灤湖席卷合
肥直拍淮汭征南將軍茂先等
水災六万同出廬江風掃壽春
及我侵坐輔圖將軍殺寺浮舟
清泗北取下邳雲徵飄舉香蕩
彭沂後軍將軍和海縣濺波逐
出長廣營丘舊圖一麾入定左
將軍景宗寺樊鄧銳師虛定
伊洛征虜將軍丘黑効華陽之

將軍昌宗寺松樊鄧銳師度之
 伊洛征虜將軍丘黑勦華陽之
 衆斜趣長安緣邊牧守各擾要
 客絕其歸途力使誠反侍中賴
 達寺出鎮八步枕咸江溪西道
 衆軍並受歲成規北討群帥志
 精秀戎律郢司雍自如先相持
 夫兵者凶器寔難屢動廢生費
 財為邦不或便宜因此一營括
 繁焉連先空究司進新非并涼文
 漢武帝又北伐詩一首
 門下周文薄伐實寧邊患漢武
 命師久恢王略窮余大羊陵繼
 ②人宋氏云襄余賈遲暮海岱
 詞鄧前羽馬淪覆雖每存株定雄
 國弗舉齊未紀終復肆姦毒紀

彰鄧前羽馬淪覆雖每存搖之雄
 國弗擧齊未紀紛復肆姦毒究
 菜淮肥仍離內侮偽首悲矜而
 誅自降凶源嗣虎險惡弥流殘
 鉏親黨咀嗟然庶繁役侏興毒
 賦雲起司異餘莘中州舊弦絃
 級足完頸羸泣崖岸近首南雲
 思沾王澤鼎所運磅基大業草創
 蠲彼戎心仍窺壇場虔劉我部
 侵擾我徐方小豎道遼乘隙背
 誣山醜貪恩復相苞納前以叛
 患難長彼此齋患椎心忖物庶
 少醫同故有移書較陳往旨而
 方加榷徵曾無及報同患相濟
 市賈非正告舍既違難以義擣
 非威非力制勝莫從加以圖數

市賈非正告舍既違難以義將
非威非力制勝莫從加以醜數
云之些顯咸應訛謔表微灾亦
偷地称滅之期歟如曰區左伊
右涇實殷霜露鷗鳥是宅非謂
而道一〇乙周寃惟冥教取亂
之機事協茲⑤頃時和歲稔政
平生緣華戎內款表疏相屬便
亘廣命羣帥赫然大舉櫻一車
書混同烏迹具位泉獻等戒卒
七万先之壽春某等武旅五万
楊旌渾峴既清賴汝臨涇潤某
寺鐵騎二万超影絕羣出自大
徐傍趣翠雖某等組甲四万霜
鋒曜①發自淮汭直指金墉某
等率羽林趨勇五万且等率二
究割猶熊黑十万同濟彭泗經

等率羽林趨勇五萬具等率二
究剝獮熊黑十萬同濟彭泗經
汴入河某等海洞万艤徑掩臨
滔某等輕銳五萬風偃濟岱拂
茲銀野汎彼孟津某勤司郢之
師驍果六萬攻出義陽橫轄然
自曾日陽傳檄崤陝暨中嶽而辭
卒等率三州武毅劍容八萬入
徒七萬雲飛靈關北通棧路澄
旗五萬水陸齊邁具位泉州蒙帥
等相浮橋而一息斧効其等連
徒七萬雲飛靈關北通棧路澄
廊龐右凡此將帥辟塗蠶路魚
簾後軍駘驛綵執經略中為枯
囊九服伐罪乎至於是守在大
衆外臨宜有慄一自非密親莫
譽風略僉遠無以專任閭外繼
津羣軍肺稿儿王宏可嘗進皆南

之禮

譽風略僉遠無以專任閭外
律羣肺臨川王宏可權進階南
北究徐青異幾司霍八州都督
比討諸軍事命將出車咸有副
載具位恢可暫轂端右參贊戎
機舟凌雷駿熊武百万投石拔
距之力折關杠鼎之威岳動川
移風馳電邁鐵馬方原戈舢千
里百道並駛同會洛邑戰翦逋
醜截掃鯨鯢被仁風於兩周撫
遺黎於趙魏將令溥布之下於
斯大同偃伯靈臺何遠之有元
恪若誠淳某復屬輿櫬軍門者
中軍府以時將送當時以列集
。

五

呂文宣帝征長安記一首

門一聯極興運階數在廟內綏
外略志清四海是以次塞之外
虜馬無跡墮碣已東夷卓共軌
百蠻畏威三吳慕義而下九州
免寧者八惟有秦龍散尔久南
風化僭擅一方狼顧鵠時註誤
良善迎賢忠貞置之山納無由
自拔君藏區宇万物為心言念
關輔能不憤慨而詭惑亂生思
大同混一之期事今⑥武夫百
万龍馬十郡含怒福銳卒駁求
敵何得棄神祇之心抑將相之
請必當訓振搖攘衆而勦雲臨新
途舊道長驅電轍賊帥卒丈黑
猶振桓一隅不討⑥久自許雄
兒假稱僞將深藏匿跡雖存若
亡今千戈不戢輸運未山論重

北齊文宣帝征長安詔一首

門一昧撫興運膺救在斯內緣
外略志清四海是以收塞之外
虜馬無跡遼碣已東夷車共軌
百蠻眾咸三吳慕義而下九州
免寧者八惟有秦罷爾久嘯
風化倍桓一方狼顧鶴時註誤
自拔君臨區宇万物為心言念
關輔紙不憤慨而既感亂生思念
大同混一之期事今②武大百
萬龍馬十郡含悠福銳寧駕求
敵何得奕神祇之心抑將相之
請必當訓振旣衆而勸雲臨新
途舊道長爭電擊賊師卒文黑
猶振桓一偶不討①久自許雄
兒假稱僞將謀藏匿雖存若
亡今千戈不戢輪運未山論生

亡今干戈不戢輸運未山論生
指事誰為厲階不容弘茲度外
居之漏網斧鉞所用捨此何先
穢若敢率鳥合送死東下或由舊
洛或出太州當親統六軍決
機兩陣朕遠尚軒后有戰必平
近慕成湯無征不克策略不而用
抑與神道小醜區區想承聞悉
為僕交兵而而替我也如其與竄
秦中憑恃儉匪擁兵自守不敢
動是朕已下木沴流成虧晉坐
使當前騎先將士趨河西入玉壁
河東猶如弃土何用顧瞻耿小
取茲技某當任掩長安畢茲山
首雖復截山沒水終不縱置其

使聞知

虛聲而無實事宜申宣內外咸

王者之言明如①匝終不亦以

○流風卷直指寇場何往不碎

目豈不委具當令其總勃然熙

漢雄才猛力氣震三軍賊有耳

郢之聞望為僕偉弟七上黨王

敦好睦聞具姦計乃欲都謀荆

鋒之下自有恒誅朕以梁邦舊

倫如其同迷不反敢值逢節軍

獎立忠達効高官重賞事異常

而部將士足知禱福若齷然順

首雖復藏山沒水終不緩置具

之長土德應運吳蜀有不罷之

門下昔漢社寧典畜偶有竊弓

北齊文宣帝西伐詔一首
傷休之

備辨

之長土德應運吳蜀有不羈之
首自魏道陵秦四維板萬關龍
乘豐暨檀命一方狐柄鷄攫假延
歲序而綱未加生靈塗炭朕握
符受命臨御北庭九服來謨百
蠻誓賴念彼闢河獨彌王化不
有暫勞理無永逸今便親御六
軍長馭三輔從七萃之雄奮五
丁之銳問罪謂演斧庄龍右而
下大定良在茲辰可以今亟士
②出頻勒內外戒嚴尚書依武
制詔高氏因時故命擾有以漳
檀假名品庶率水久朕心亭毒
為心遵養時晦遂剪好物息

後周武帝伐北齊詔二首

為心過養時晦遂耽耽好勞息
黎元而彼懷惡不悛尋事侵輒
背言貞信綺色藏姦往者軍下
宜陽豈由彼始兵興沴曲事非
我先此獲俘因禮送相維彼所
拘執曾無一反加以淫刑妄逞
毒賊懿興齊魯斬旣憤之哀幽
介企來慕之望既禍盈惡稔衆
叛親離不有一戎何以大定今
白藏在辰涼風武節厲兵詰暴
時事惟宜朕當親御六師冀行
而罰庶導祖宗之靈資將士之
力風駁九有電掃八紂可弘命

衆軍指期進發

制詔大樹之以君司牧黔首蓋
以除其苛恩恤其患者朕君臨

告言夫惟之。君司牧熙。旨善
以除其苛。愿恤其患。告朕君臨
万国志清四海。思濟一代之生
寔之仁壽之域。緬彼齊趙。獨為
匪忘。乃瞻東顧。薰深長想。偽主
漁德。早聞醜聲。夙着酒色。是耽
盤造。是慨奄暨。居阿衡之任。胡
坐寄。唯胥脣之童。棟梁骨更。翦
仇讐。狐趙緒餘降武。或且隸至不
見德。唯虐是閭。朕懷茲漏網。置
之度外。以欲各靜封疆。共歸王
瘼故也。尔之主相曾莫是思。欲
構厲階。反貽其梗。我之率土。咸

後魏孝文帝武師記一首

東晉宋帝征劉叛記一首

東晉成帝北討記一首

東晉明帝北討記一首

晉杜預征吳記序記一首

晉武帝伐吳記一首

魏晉道卿公伐蜀記一首

魏文帝論伐吳記一首

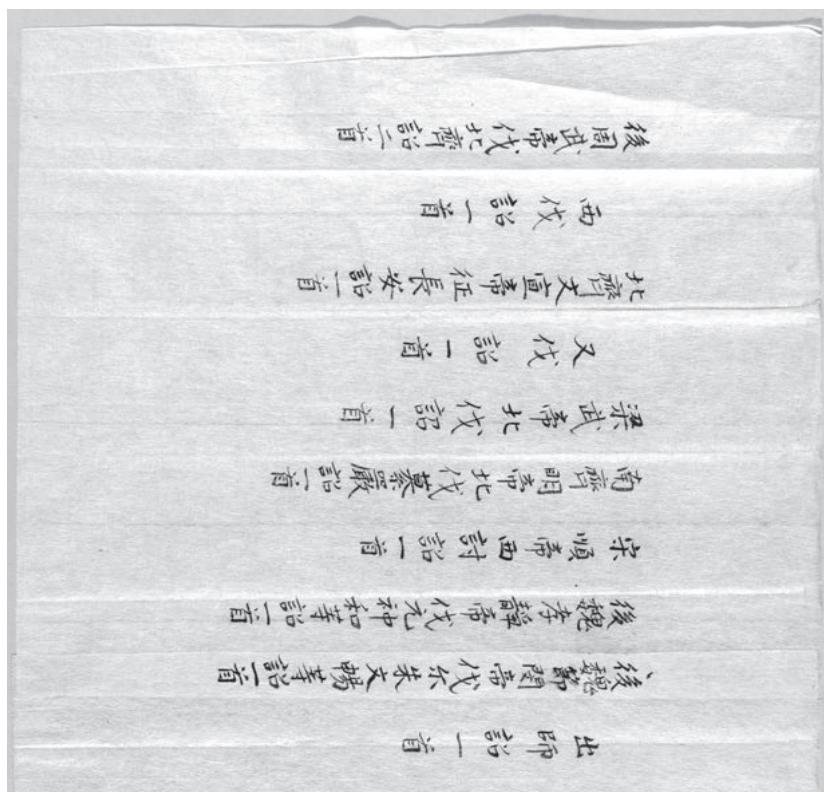
晉淮南王諫伐越記一首

漢武帝欲伐匈奴記一首

太宗文皇帝伐陳記一首

文館詞林卷第百六十二 言廿二 徒代上
勸漢

(133X@160@94I)



出師詩一首

後魏孝文帝滅蠕蠕詩一首

後魏孝文帝滅蠕蠕詩一首

東晉成帝討姚泓詩一首

東晉司明帝北討詩一首

荅杜預征吳詩一首

內丘武帝伐吳詩一首

魏常道鄉公伐胡詩一首

魏太傅論伐吳詩一首

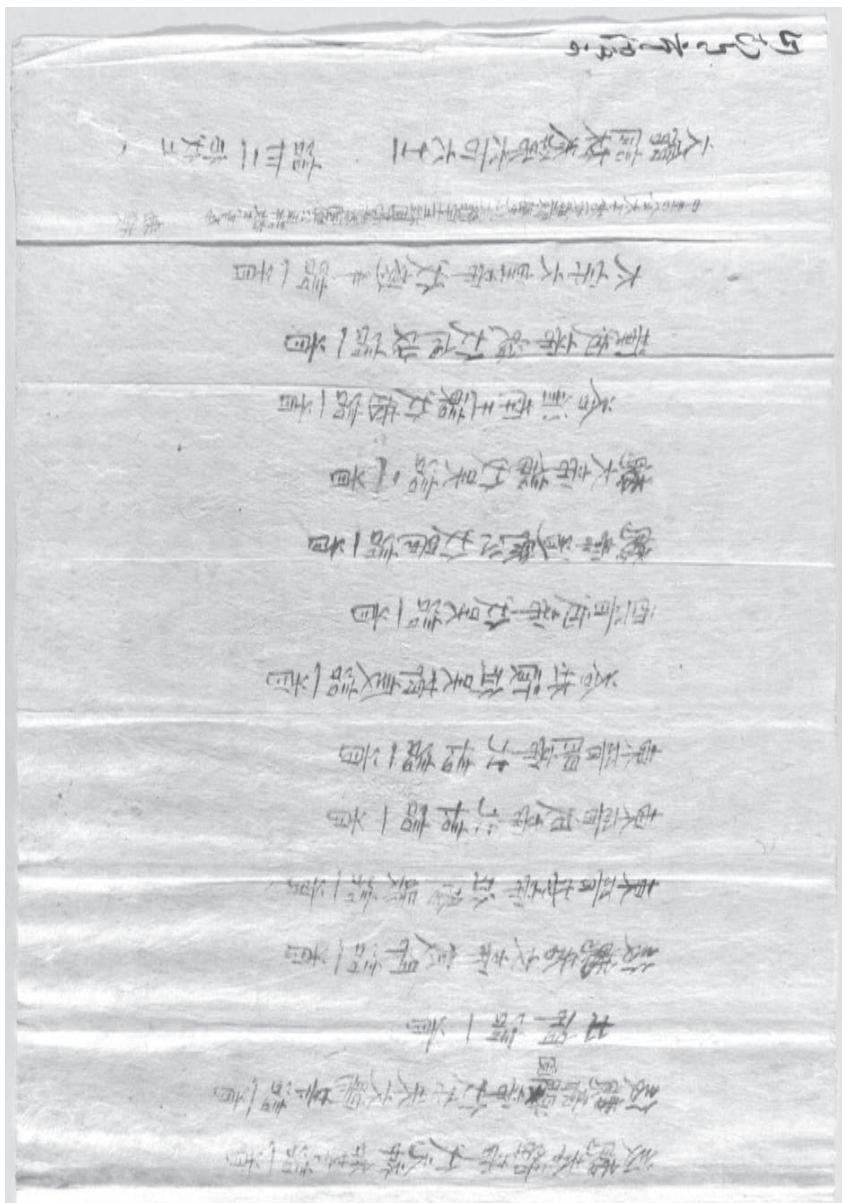
荅淮南王誤伐越詩一首

廣武帝論伐收龍詩一首

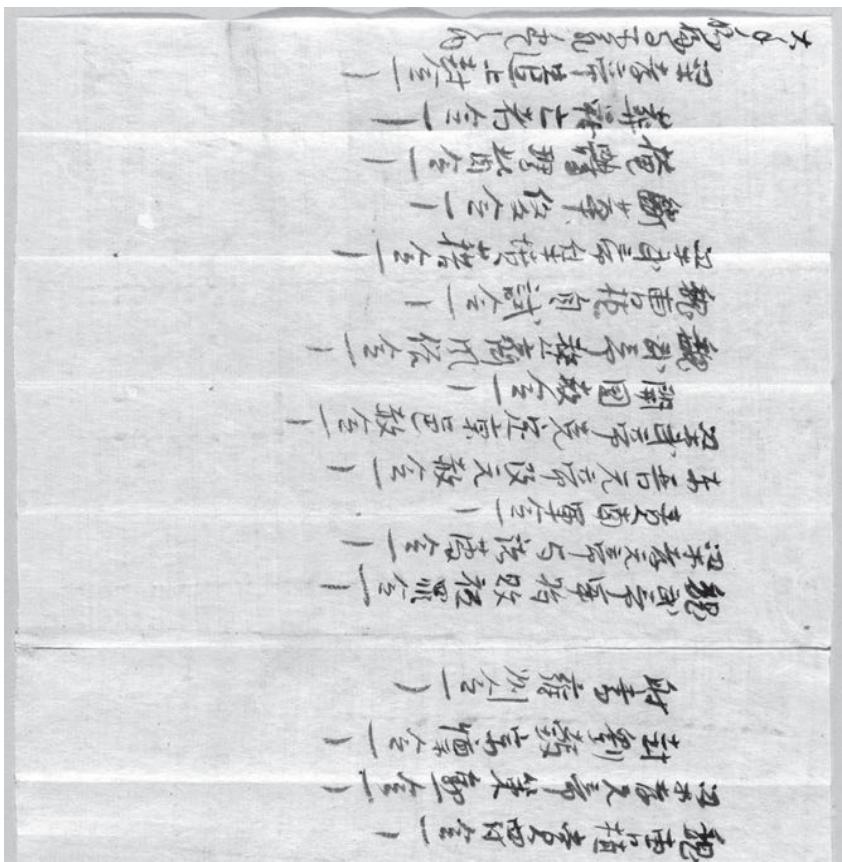
太子少文皇帝伐遼詩一首

入會稽林邑伐大邑詩一首

入會稽林邑伐大邑詩一首



文帝謂林弟曰汝子令下政教重復廢祠祭于李平所因廣
深著不滿淮陰侯令于其弟之故也數令之難令之難令之難
魏武植殺西城侯故殷令
魏武植殺於信侯故殷令
深著不滿淮陰侯故殷令
以鄒紀將軍於定侯今
漢後立在東方臨易縣今
魏武帝收田祖今
梁孝元年仲秋發今
魏武帝令人操馬月旦合訓西門令
徐尚書衆司朝漢王今
陰東侯許昌人之
高樂大司空侯作相宜文弟今
魏皇帝者令
魏司空令相賜諸將今
魏司空令相賜諸將今
魏武植者今



(133X@160@937)



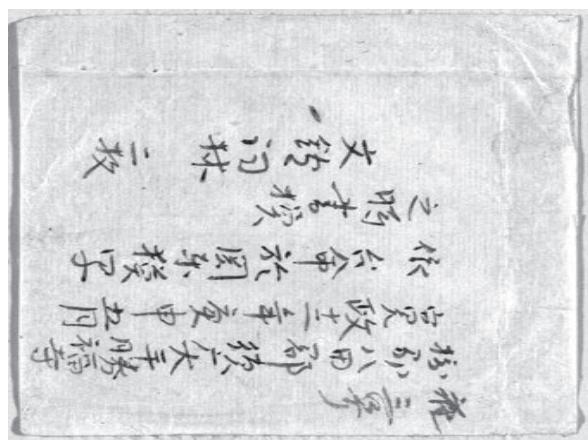
○附帶袋

(133X@160@938)



卷四五附帶包紙

(133X@160@948)



○卷三九附帶袋

參考圖版

文於門林

三宗相對鈔

次後山葉落命之。此之五義固中一脉源流人所知也。其後滅

因中津介持我以正樂後先生因中後。乙亥年辰立

○〔法華三宗相對鈔〕

